

礎に應召農家の耕作地に對して共同作業を實行しつゝあるが、この儘の状態を何時までも續けるわけには行かない。少ない勞力を最も合理的に調整し、單位勞働の生産力を増大して、土地に對する過大な依存性を緩和しなければならぬ。日本の農家の大部分は所謂五反百姓の状態を續け、猫額大の土地を耕作してゐる。それは過剰人口が充満してゐるためだと云はれる。而も其の反面に、植付時には小學生に休暇まで與へて耕作させてゐる。これは極度に集約化された農業が持つ特徴の一であらう。そして今次の事變は右の状態に非常に大きな衝擊を與へた。即ち農業の粗放化である。そして將來、譬へ復員問題が起つたとしても、農村は決して古き殼に歸ると見る事は出来ない。尙ほ最近關係方面で考慮されてゐる日滿支一體の農業計畫を樹立するとすれば、單位面積の生産力擴充から、共同作業化乃至機械化に依る粗放的農業への移行は益々促進されるものと思はれる。

(一) 農産物の商品化は農業をして都市資本に隷從せしめる。日本の如く過小農經營が行はれる處では殊に其の弊害が大きい。工業品に於てカルテル乃至トラストの價格が一般製品に對して割高である如く、農産物の販賣統制が強化されれば此の問題もヨリよく改善されること云ふまでもない。これは長い間の要望ではあつたが、實際には容易に行はれるものでない。偶々事變を契機として軍需品の供出機構を整備する必要が起り、また輸送機關の不圓滑を合理化する必要からして、配給機構の問題が

新たに擡頭したのである。

此の二つの問題は日本農業の將來に關して重要な意義を有する。が、前者は本年度の耕作狀況等に依らなければ見透し困難であるので、本輯では先づ後者の問題を取り上げて見ることにした。

一、錯綜せる農産物配給機構

(A) 農産物生産と販賣の分離

農産物の販賣系路は非常に複雑してゐる。重要農産品の多くが、生産されてから消費に供せられるまでには、多數の中間商人の手を経なければならぬ。生産者が個人的に都市へ出荷する場合もあるが其の主なるものは蔬菜類に限られ、米の如きは、出荷總數のうち生産者自身によつて都市へ出荷されるものは僅か一割一分に過ぎなかつた。(昭和七年農林省調査による)而も其の大部分は當該府縣乃至近縣の小都市に出廻るものである。農家で賣る米の過半は買集商人又は産地仲買人の所に集り、仲買人は産地移出商に賣り渡す。買集人は仲買人や移出商に雇はれるか或は獨立して商内を經營し、其の何れかに買つた米を齎す。更に移出商は消費地問屋に販賣し、白米小賣商乃至公設市場の手を経て消費者に渡るのである。

尤も、近年に至つて漸次生産者團體の進出を見るやうになつた。其の大なるものは云ふまでもなく産業組合の事業擴大だ。また任意申合せ團體たる生産者の共同出荷團體も農會の販賣斡旋事業に援けられて、この方面に於て重要な役割を持つに到つた。殊に小麥、茶種、蔬菜、果實類のやうに市場取引機構が整備してゐるものへの此等生産者團體の進出は顯著なものがある。即ち蔬菜、果實類は大都會の中央卸賣市場へ、小麥は製粉會社、茶種は製油會社へと云ふ具合に取引が大體一定してゐるものは合理的な配給計畫が立てられ、生産者に利益する所大きいからだ。

そこで、米穀統制法に基く本年度第一期の販賣高調査に依ると、農家が庭先販賣をなせるもの七六(一)穀菽移出者別道府縣外移出數量割合(%)
 産業組合 農會 出荷團體 商人 其他 計
 米 三 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 小麥 三 五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 裸麥 二 二 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 大豆 二 二 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 小豆 七 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 菜種 四 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 毛種 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
 (備考)全國農産物販賣協會調査(昭和十年度)、小麥の産業組合扱三一%には農會との共同による取扱數量を含む。

%四に對し、産組、農會、農業倉庫業者乃至米穀統制組合に委託した量は僅か二三%六に止まる。集荷過程に於ける生産者の無力は、同様に出荷過程にも見られる。上表に示す如く、道府縣外移出數量中に占める共同販賣數量の割合は米が二八%、小麥三六%である。たゞ、茶種のみは産業組合と農會との取扱數量を合すれば五六%に上り、商人の取扱數量を超過してゐる。斯く農産物の生

(二) 産組の農産物販賣統制割合

産品	最近五ヶ年平均生産高	右農家販賣推定高	最近五ヶ年平均管外移出高	昭和二年度單位組合販賣高	昭和二年度單位聯合販賣高	同道府縣聯合販賣高	同道府縣聯合販賣高	同道府縣聯合販賣高	同道府縣聯合販賣高	同道府縣聯合販賣高	同道府縣聯合販賣高	同道府縣聯合販賣高
米 (1)	一五、八三三	八、九四八	三、八八七	三、二九〇	三、二九〇	三、二九〇	三、二九〇	三、二九〇	三、二九〇	三、二九〇	三、二九〇	三、二九〇
小麥 (2)	一四、九四三	一四、六六〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇	一、四七〇
炭木 (3)	七、二一九	七、四三三	四、二九七	四、二九七	四、二九七	四、二九七	四、二九七	四、二九七	四、二九七	四、二九七	四、二九七	四、二九七
卵鶏 (4)	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇

比率
 米 五七%
 小麥 四〇%
 炭木 五七%
 卵鶏 四〇%

産と販賣が分離されてゐる状態では都市資本の壓力により農業經營は益益壓迫されるのみだ。

(B) 組合の販賣統制狀況

産業組合に依る販賣事業は昭和八年度から始めた産組擴充五ヶ年計畫の遂行に伴ひ、漸く其の統制的機能を擴大し、事業分量は豫定計畫を凌駕する成績を示した。が、集荷、出荷、販賣の一元統制が實現せられてゐる部分は其の五割に満たない。他は殆んど組合所屬の農業倉庫によつて共同入札販賣を行ふ。即ち此の場合、組合は單に集荷機關として存

在するに過ぎない。前頁第二表は最近、全販聯から發表された、産業組合に依る農産物の販賣統制の狀態である。

右に依ると、昭和十一年度に於ける全販聯の米穀販賣高一千四十八萬俵は昭和七年から十一年に至る五ヶ年間の道府縣管外移出高の二九%に止まつてゐる。これを農家販賣高に比すれば一二%に満たない。これに對して小麥の方は二六%六を占めてゐる。

單位組合の取扱數量を見ると、其の農家販賣高に對して、米二四%九、小麥四二%、鶏卵一六%三となつてゐる。木炭は其の管外移出高の約二割を取扱つてゐる。而して全販聯販賣高の單位組合の取扱數量に對する割合は、米四七%、小麥六三%、木炭二九%、鶏卵五四%となる。系統組織に依る販賣の増減如何は組合の活動力を支配するのだ。

二、農村の實情と農産物の販賣事情

(A) 組合と商人との間に於ける集荷事情の相違

産業組合が其の系統組織を通じて農産物の販賣をなす時は、單に商人の買叩きを防ぐばかりでなく出荷數量の調節に依つて、出盛期の相場を低落を防ぎ長期を通じての價格を平均化する効果がある。

農家が組合へ販賣した場合得らるべき手取單價に對して、商人へ賣つた時と如何程の差があるかに關して、昨年全販聯が調査した所によると、前者は米一石二十八圓八錢、後者は二十七圓六十四錢となり、平均四十四錢の差を生じてゐる。それにも拘らず組合の販賣事業が未だに問屋、商人のそれに支配せられる様な事情にある。これは組合の活動が農村の實情に即應しないが爲である。

日本の農家の殆んど大半は莫大な負債を背負ひ、金錢に缺乏してゐるが、彼等は産業組合への出資に耐えられぬばかりでなく、米穀商から金錢の融通を受けたり、又は肥料の前貸を受けてゐるので、それ等の辨濟手段として生産した米や小麥を此等の商人に提供せねばならぬのだ。而も斯うゆふ場合、みすく高い利子を拂つたり、その代償とする米麥は極めて安値に仕切られるのである。また、米穀商は現品を賣渡すと同時に其の代金を決濟するから、金錢の餘裕がないものは換金を急いで、少々安いを知り乍ら投げ出す。ところが、組合に依ると、代金の精算が遅く、賣買契約が成立してから十日乃至二週間を要する。

(B) 組合系統機關利用の不徹底

それでも、最近五ヶ年計畫の遂行に伴つて、販賣組合の利用率も増大した。然し、多くは農業倉庫に依る商人の共同入札販賣に付せられるもので、縣聯への委託は入札値と縣聯の發表値とを比較し

て、縣聯の方が高い場合だけ委託を行ふ。従つて縣販聯が積極的に出荷を調節して市價を統制することとは困難になる。まして全販聯が全国的な統制に乗り出すまでには至らない。而も入札販賣は一般に相場が上向傾向にある時は高値に賣られるが、相場が下向傾向にある時は却つて著しい低値を生ずる。右の如く系統機關の利用が徹底しない理由の一是單位組合の資金難にある。此の事情に關して、前述の調査報告は次の如く述べてゐる。

「商人は落札後二日後には現品受渡を完了するのを原則としてゐるが、農業倉庫の代金支拂方法は入札日の翌日が原則であつて、販賣先より入金のある無しに拘らず支拂をなしてゐる。

單位組合から縣販聯及全販聯へ委託の場合は、縣販聯よりの支拂は入金後であり、全販聯も委託販賣については入金後、縣販聯へ支拂をなしてゐるもので、従つて組合からの委託後、代金が精算せられる迄には普通一週間乃至十日間を要するのである。かゝる點からも資金に乏しい單位組合としては系統機關を利用するよりも、入札販賣によつて商人へ直接賣る方を探るのである。」（「農産物販賣事情に關する調査」八〇頁、産業組合中央會）

斯く、系統組織に缺陷があることは、既に組合自身認めて居り、そのため、本年度から始まる第二次三ヶ年計畫に於ては、これが是正に向ふことゝなつた。

三、組合販賣事業の擴充計畫と其の實績

(A) 産組擴充五ヶ年計畫の成果

産業組合擴充五ヶ年計畫は事業の擴大、未設置町村の解消、組合員の増加等を目指して昭和八年より實施されて來た。其の事業の何れの項目に於ても著しい發展の跡が見られるが、いま次表に依つて販賣事業の實績を見ることにしやう。

先づ組合數、組合員數竝に未設置町村數に於ては中央會の豫定計畫に達してゐないが、米穀販賣高は計畫案以上の成果を納めた。單位組合の昭和十一年に於ける販賣高は二千百十七萬俵となり、計畫第一年度中（昭和八年）の實績に比して七百四十萬俵を増加したが、金額に於ても二億四千四百萬圓となつて計畫第一年度に比し一億二千七百萬圓の増加だ。販賣物總額は昭和七年の二億三百萬圓から十一年の五億一千二百萬圓に上り、昨年上半年期だけで二億六千一百萬圓を數へた。

殊に縣販聯の米穀販賣高は、昭和十一年に於て、一千四百萬俵に達し、計畫第一年度の二倍に垂んとしてゐる。昨年上半年は既に八百六十餘萬俵を數へてゐるから、最終年度中の實績は恐らく、豫定計畫九百萬俵の二倍には裕になる見込がある。最近、農林省經濟更生部で發表した所に依ると、昨年末

現在の販賣總額は六億一千三百萬圓となつてをり、前年に較べて二三%を増してゐる。

(三) 産業組合五ヶ年計畫と其の實績

實績	組合數	組合員數	町村設置		米穀販賣高		販賣總額		地方的聯合會	
			組合	町村數	千俵	千圓	千圓	千圓	千俵	千圓
昭和七年	一四、三三三	四、九七六	一、八四九	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一
八年	一四、六四七	五、二四九	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一	一、七七一
九年	一四、八三六	五、五〇九	一、四〇六	一、四〇六	一、四〇六	一、四〇六	一、四〇六	一、四〇六	一、四〇六	一、四〇六
十年	一五、〇二四	五、八二四	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
十一年	一五、四三七	六、一九六	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
三年上期	一五、三三六	六、二七四	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
昭和七年	一四、四二四	五、〇七二	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇	一、六六〇
八年	一五、一三五	五、八九五	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二
九年	一六、〇六四	六、九三三	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
十年	一六、四三九	七、五三三	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
十一年	一六、五四〇	七、七〇四	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七
十二年	一六、五四〇	七、七〇四	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七	一、一五七

(B) 全販聯の事業分量

第二次三ヶ年計畫は五ヶ年計畫の實績に鑑みて、組合組織並に活動の質的向上を目指すものである

が、販賣組合の統制目標として掲げられた所を見ると、全國農家販賣數量に對して、米四〇%、小麥六〇%、木炭、鶏卵は全國生産數量に對して夫々、一五%、二〇%の取扱を目指してゐる。而して此の中、全販聯に於ては、單位組合の販賣數量の中、米五〇%、小麥八三%、木炭四一%、鶏卵六一%を販賣する豫定である。そこで次に全販聯に於ける各事業年度の品目別販賣高を掲げて参考にしたい。

數量	(四) 全販聯取扱主要品目別販賣高							
	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度
米	九、七七一	二、七七七	四、一四〇	五、〇三九	七、一八三	九、六五三	五、〇三九	五、〇三九
當用米	二、二四二	一、六二九	八、三七五	六、三三八	一、一五八	八、三八	一、五三三	一、五三三
政府買上米	三、二二八	四、三九五	一、二五四	五、六七四	八、三四〇	一〇、四八〇	六、五五八	六、五五八
麥	一、七七一	二、二四二	三、三三三	三、八二六	四、九一七	六、〇〇八	七、一〇〇	七、一〇〇
小麥	一、一四四	一、二二二	一、三〇〇	一、三七八	一、四六六	一、五四四	一、六二二	一、六二二
裸麥	七、七七一	一、〇二二	二、〇三三	二、四四八	三、四五〇	四、四六二	五、四七四	五、四七四
精麥	一、〇二二	一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、六六六	一、七七七	一、七七七
菜種	一、〇二二	一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、六六六	一、七七七	一、七七七
豆類	一、〇二二	一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、六六六	一、七七七	一、七七七
鶏卵	一、〇二二	一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、六六六	一、七七七	一、七七七
木炭	一、〇二二	一、二二二	一、三三三	一、四四四	一、五五五	一、六六六	一、七七七	一、七七七

第六節 農産物販賣機構の統制目標

第三部 各經濟部面の分析と見透

金額(百萬圓)	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度	*第八年度
米	七、九四	二、七三	三、五九	八、五〇	八、五〇	一〇、八四	九、七五	八、九八
當用米	一、一三	一、四三	一、四三	七、一四	七、一六	一四、〇七	九、七五	一〇、〇八
政府買上米	六、八〇	一、三〇	二、一六	一、四〇	一、四〇	一〇、五〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
計	一五、〇七	五、四六	七、一八	一六、〇四	一六、〇六	三〇、六四	二九、五〇	二九、〇六
麥	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
小麥	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
裸麥	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
精麥	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
計	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
菜類	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九
豆類	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九
鶏卵	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九
木炭	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九	二、四九
其他共合計	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇	六、七〇

(備考)
 (一) 第一年度—第七年度は産業組合年鑑、第八年度は東京全販聯月報に依る。
 (二) 第八年度は五月十五日、他は各月末に終る。*第八年度の金額は前年同期を一〇〇とする指数。
 (三) 「其他」の中には干瓢、除蟲菊、切干、冷凍卵、推茸、黑糖あり。以上は凡て第七年度より取扱を開始。

四、販賣事業一元化の具體案

(A) 政府の立案

農林省では、既に以前から農業關係團體の調整統合を計畫してゐたが、事變下に於て特に此の問題

の解決が緊急の必要事となつた。然し、農産物の販賣斡旋機構の一元化竝に軍需農産物供出機構の整備は、複雑な農村の實情に照して容易なことではない。當局の右に關する具體案として報ぜられる所に依ると、大體左の如き數種の案がある。

- 一、産業組合法を改正して、新たに強制規定を設け、縣外移出及び輸出につき員外統制を行ふ。
- 一、輸出竝に販賣の一元化を圖るため國策會社を設立する。此の場合、集荷機關として既存の農會、産業組合等の機關を利用するか、或は各府縣に會社直營の斡旋所を設ける。
- 一、既存の出荷組合、問屋等を以て許可制に依る販賣統制組合を設立する。

此の内、何れが取り上げられるか疑問であるが、大體、産業組合をこれに當らせると云ふ意見が有力であると云はれ、その前提として經濟更生部の販賣改善課を農務局に編入することになり、同時に系統農會に於て取扱つて來た販賣事業を産業組合に移行せしめ、農會は生産、經濟、社會生活全般に渉る指導機關としての地位を占めることゝなつた。

(B) 産組の大衆化が問題

斯く、産業組合は全國的販賣機關として前面に押し出される如く思はれるが、それが爲には、從來の組織竝に活動方法に全面的な改革を必要とするであらう。組合が今日の如く、著しく發展した原因は政府の厚い援護の下に置かれたからだ。殊に恐慌後、當局が經濟更生運動を起してから、政府資金

の撒布に依つて生じた農家の手取金を利用して組合事業の擴大に努めたのである。小麥の取扱が多いのも、政府の増産奨励五ヶ年計畫をして、組合と密接な關聯を持たせたからだ。

にも拘らず、前述せる取引事情に見る如き幾多の不合理を生じて組合發展の基礎たる大衆性を甚だしく損じてゐる。いま、昨年九月から十二月の間に行つた産業組合監査成績に依つて、組合員たる農業者の構成を見ると上表の如くである。

(五) 農業組合員(兼營を含む)の地主、自作、小作別状況

種別	總戸數に對する割合		加入戸數に對する割合	
	村内戸數	組合加入戸數	村内戸數に對する割合	組合加入戸數に對する割合
地主	二五九、一四六	一七五、一八二	六六%	六九%
自作	一、三六、四〇〇	一、〇三三、〇七七	七五%	七五%
自作小作	一、九四〇、一四三	一、四〇五、四四五	七二%	七三%
小作	一、四〇五、八八六	八二六、三九三	五九%	五九%
計	四、九一、五七七	三、四四、〇六七	七〇%	七〇%

即ち村内總戸數四百九十九萬戸の中、組合加入戸數は六九%の三百四十四萬戸を數へてゐるが、これを經營主體別に見ると、村内戸數に對する各加入戸數の割合は地主六六%、自作七五%に對して小

作は五九%である。其の上、未加入の地主の多くは個人的に出荷能力を持つものか、組合の恩恵を有り難がらないものか、或は反對に金錢に逼迫してゐるものと見られる。

其他、經營上に於ても多くの缺陷があることは、同じ監査成績が物語つてゐる。斯くして販賣事業の一元化は組合自體の整理改革を前提とする。

第七節 戦時色に塗られた社會政治狀勢

日支事變勃發以來、我が國民が擧つて事變の勝利を願ひ、そのために或は戦ひ、或は勞働しつゝある事はこゝに改めて述べる迄も無いが、その氣運が無産政黨及びその支持組合の方針に百八十度の轉換を與へた事も前々輯にも記録した通りである。而してその後起つた所謂人民戦線檢舉、日本無産黨の解散命令に際しても、そこに現はれたものは矢張り同一傾向であつた。昭和三年當時、勞働農民黨、評議會等の解散命令に對して起つた大衆的抗議運動を回顧すると、全く隔世の感がある。

而して人戦派檢舉の後、勞働組合、農民組合等はこれを機會に一齊に右傾化の途を驀進してゐる。就中、従來日本無産黨を支持してゐた日本農民組合が、大分裂してその一部が社大黨支持の大日本農民組合創立に参加し、他の一部はこれも亦日本無産黨と絶縁した日本農民聯盟を結成した事は最も注目すべき事件である。又、勞働組合側にあつても、各組合は争つて愛國主義的綱領を掲げ、國策の線に添ひつゝあることは既に第五節で述べた通りだ。

最後に既成政黨に至つては、第七十三議會の國家總動員法案審議の際に見られた如く、全く自主的

な氣力を失つてゐる。況んや政黨が政權につく可能性は愈々薄弱化しつゝある。五月末の近衛内閣大改造により、陸海大中將五名を含む純非常時型強力内閣が成立したことは、政黨と政權との距離を一層隔てたものと見る事が出来る。

以上の事實は、大觀して我が政治、社會狀勢が右進しつゝある事を示すものである。尤も、それは單なる右進ではない。然らば農民組合は何處に自己の進むべき道を求めてゐるか。又改造された近衛内閣はこの日益しに濃化して行く我國の危機を如何にして乗り切らんとするのであらうか。

一、農民組合運動の轉換

(A) 大日農と農聯の成立

昨年十二月十五日の日本無産黨等の所謂人民戦線選挙は我農民組合運動に少からぬ衝撃を與へた。そして丁度この折に社大黨が、自己の勢力下にある日農總と、全農との合同を計畫したのであつた。社大黨の意圖は表面的には、人民戦線選挙によつて打撃を受けた農民組合の陣營を二大組合の合同によつて整備しその勢力を恢復するにあつた。然し實際には、從來支持政黨の自由を建前に發展して來た全農が、偶々人戦線選挙によつて意氣沮喪してゐるを好機に、自黨の傘下に收めんとしたものであつ

たかも知れない。

前述の社大黨の工作は、人戦線選挙直後の昨暮に開始されたのであるが、一月四日には早くも新瀧全農の稻村隆一氏によつて反對の第一聲があげられた。その理由はほど前述の如き懸念によるものであつて、これを社大黨の當選第一主義であると非難するのである。然し社大黨及びその側の農民組合はこの反對を少しも顧慮せず、一月八日には日農總、全農の代表及び社大代表協議の結果、合同促進を決議し次いで二月七日には新組合、即ち大日本農民組合の成立を見たのである。

この大日農の成立以後今日に至る迄の農民組合の動きは實に目まぐるしきものがあつた。元來右によつても知れる如く日農總と全農とはそれ／＼全國大會を開いて合併を決議し全支部の合併を見たものでない。その事は著しく困難視されたので、社大黨は合同のし易い地方の兩組合支部を順次に合併せしめて行つたものである。この方法によつて全農の各府縣支部中、可成りの部分が大日農に参加したが、然しこの方法は一面に於て、社大黨の選挙第一主義に對する懸念をいよ／＼濃厚にし、日農總にあきたらぬもの、社大黨にあきたらぬものは勿論、その歸趨に迷つてゐるものまで反つて社大黨に背き去るキツカケを與へるものであつた。(これらの組合は次に述べる日本農民聯盟に多く走つてゐる。)而して舊全農の大日農又は農聯への歸屬は未だに完了したものでなく、今なほこの波動は續いてゐる。

のであるから、従つて兩組合の勢力が如何なる關係に立つかの最終的決定を下す事は困難であるが、然し大體に於て兩者の大きさは拮抗し、依然として農民組合中の二大組合を形成するものと推測されるのである。然らばこの分裂過程を通じて兩組合は如何に變質したであらうか。

(B) 大日農の綱領と其の第一回大會

二月七日に決定された同組合綱領には流石に時局的意識が明瞭に反映されてゐる。同綱領は先づ「我等は勤勞奉仕の精神に基き徳性を養ひ識見を啓め農村文化の完成を期す」として、農村文化完成をその任務とし、次いで「我等は相互扶助の力により農村生活の改善を圖り、技術を磨き、農業生産力の維持増大と共同福利の増進を期す」として、その方法をほゞ明かにしてゐる。而して最後には、「我等は我が國情に立脚し、資本主義の改革を促進し以て合理的なる新農村の建設を期す」と結んでゐる。

然し實際の方針は綱領を見たゞけでは判らない。そこで我々は第一回全國大會に於ける諸決議を見よう。第一回全國大會は四月三十日に開かれた。この大會の風景を叙して社會運動通信は次の様に記してゐる。曰く「往年のあの鬭争づくめのスローガンもなく唯會場中央議長席の背面には日章旗、その兩側面には、一、農産力擴充、一、日滿支綜合農業國策の樹立、一、勤農報公、舉國一致、一、農村文化の向上と新農村建設等の如何にも溫和なスローガンが先づ大會の空氣を反映させた。」と。

今、大會の運動方針書を読むに我國農村の最大問題たる高率小作料及び土地問題に關しては、大日農は次の如き意見を持つものである。即ち「事變下に於ける農村の中心問題は生産力維持にある、し見れば生産力維持を阻害する如き小作料引上げを目論む地主に對して嚴にそれを戒めねばならぬ」として先づ小作料引上が道徳的に不可なる所以を述べ、次いで小作權に對しては「七月から實施される農地調整法の運用については特に農地委員會を鞭撻し耕作權の普遍化を確立せしむ」として、農地委員會に非常な期待を持つものである。而して從來の農民組合が小作爭議の組合であるかの如き觀を呈したに反して同組合は假令今後小作爭議を絶滅すると迄は云つてゐないでも、小作爭議の方法を排斥するものであるかに見受けられる。

今一つ注目すべきは拓務省の分村計畫に可成りの期待を持つてゐる事である。分村計畫とは既に周知の如く、内地の土地問題の根因を土地不足にありと見做し、滿洲國に向けて一村の中の相當の部分に移住せしめ、内地の土地問題と、滿洲國の移民問題とを同時に解決せんとするものである。大日農の運動方針書はこれに積極的な賛意を表し「當面の直接的な問題としては、國策移民計畫の完成のため、積極的に協力することであり、そのために、わが組合の移民部では對外特別機關として國策移民後援會を組織して移民地の文化的向上に資せんとするものである」としてゐる。この分村計畫に對

する賛意こそは大日本農民組合の右翼的轉換を示すもの、中最も注目すべき事であらう。蓋し土地問題を滿洲國の土地を以て解決せんとするこの方法は、帝國の大陸發展政策の線に沿ふものであり、帝國の數年來の外交方針に完全に一致するものであるからである。少くも從來の農民組合運動に見得られなかつたこの一點を以てしても農民組合運動が、時局の影響によつて著しく國策の線に沿ふて來たことが結論出来る。

尤もこの方法に従つて分村計畫を遂行し、當該部落から多數の移住者が渡滿しても、土地問題は少しも解決されない。若し明渡された土地の支配權は依然地主にあり、従つて地主がその土地を當該部落の殘留者に小作させようと或は他部落の者に小作させようと、全く地主の自由であるからである。従つてこれをこの儘放置する時は當然殘留者と地主との何らかの抗争となる。大日農はこれに對しても、爭議の如き鬭爭方法は止め、「農地の民有公營を斷行し當該部落の農地は部落で管理し農地の公平なる利用を期す」として居るのである。その云ふ處の民有公營が現在立法化されてゐない以上、それは問題を社大黨が議會に多數を占めるまで遷延することであり、反面から云へば農民組合員に社大黨への投票を要求するものである。尙ほ又大日農は「我國の農業問題は日、滿、蒙、支、臺、鮮の有機的結合の上に立案されなければならない。我々はかゝる意味で「極東經濟會議」を提唱せんとするも

のである。」とも云つてゐる。

(c) 農聯の成長と其の運動方針

農聯、即ち日本農民聯盟の成立は大日農の方針への反感によつて促進されたものである。農聯の構成分子は舊全農の一半と、日農總よりの脱退分子とであるが、この中全農の兵庫縣代表の如きは、「全農兵庫縣聯は正當な交渉を持つて日農總との合同を促進したいとの希望をもち、四月迄には完全なる準備をなし、合同大會を舉行する考へてゐたのであるが社大黨の代議士三名が來縣し、聯合會内の統制を目茶苦茶に破壊し、無理な合同大會を遂げたのであるので、其の爲に吾々は斷乎社大より離反し農民聯盟へ参加するに決したものである」と稱してゐる。農聯は大日農成立直後の二月十三日に成立しその際山形農民組合、新潟農民組合等十七團體の加盟を得たが、その後もこれに参加するもの多く、漸次その大きさを増しつゝある。

農聯の特徴はほゞ二つの點に窺はれる。一つはその組織形態である。農聯は農民組合のみから構成されるものでなく、産業組合でも、負債整理組合でも、農事實行組合でもいやしくも農民の團體であればそれへの参加を許してゐる、日本農民聯盟と云ふ平凡な名稱を選んだのも全くそのためであると云ふ。次にその結合の形態の如きも、著しく地方分權的であつて委員會等も單に連絡をとるに過ぎな

い。これは大日農の極端な中央集權と對蹠的である。第二に擧ぐべき特徴は既に述べた處でもあるが反社大黨的である事である。何故にかく地方分權的であり、又反社大的であるのかは單に農聯の綱領などからは殆ど窺ひ得ない。農聯の綱領は、左記の如く、大日農の綱領とそれほど大差を認め得ない。

△綱領 一、我等は日本建國の大精神に基き資本主義を改革し國民共同體の完成を期す

二、我等は農業の公益性を確認し全勤勞農民の強力なる自主的組織と訓練を通じ、農業生産力の發展と農村文化の向上を期す

三、我等は大亞細亞主義を信條とし、日本勤勞農民を主體とする東洋民族協和運動の展開を通じその解放と進歩發展を期す

だが各組合の宣言、聲明、方針書等を仔細に見ると、そこには大日農と異なる點が幾つか見受けられる。その第一は、社會民主主義の排撃、全體主義の提唱である。即ちその云ふ處は多く、自分らは從來小作人組合として鬭争して來たが、時局はその他に生産力維持を農民の任務に課し來つた、この時に當り自分達は國家主義に轉換する、然しそれには從來の全農と云ふ名稱は鬭争の傳統を持つからこの名稱を捨てるものである。そして何故に大日農に加はらぬかの理由として社大は右の如き意味の覺醒をなさず轉向は偽裝である、と稱するものである。然しその全部が社會民主主義とは何か全體主義とは何かを明かにしてゐない。思ふにこの點に關しては、社大の當選第一主義に對する不滿が重大で

あり、社民主義云々には大なる意義は無いのではあるまいか。第二に大日農と異なる點は飽く迄も地方的な問題の解決を遂行して行かうとする方針である。これは四月十五日の第二回委員會に於て「對地主の問題の如きも單なる争議絶滅方針を採らず、國民的立場から改めて耕作權擁護をなす」との決定にその片鱗が窺はれる。

以上、要するに大日農、農聯の成立に就いて注意すべき事は次の三點である。先づ日農總及び全農の右進であつて、然しこの右進は大日農と農聯との間に次の差違を生ぜしめてゐる。大日農に於ては地方鬭争の抛棄（少くも關心薄）、議會主義への全部的移行として現はれ、農聯に於ては小作人組合の揚棄、國家觀念の恢復となつて現はれてゐる。第二に注意すべきは農民組合の轉向が甚だ容易であつた事だ。その基礎は農村に於ける資本主義以前の經濟關係に求められるべきであらうが、この經濟關係の弛緩の到來如何によつて、更に今一度の轉向も又容易であらう。第三には農民組合が假令右進せよ何にせよ、自己の發言權を尙確り握つてゐる事である。この事は殊に、農聯が産組、負債整理組合農事實行組合等に參加の道を開いた事によつて、若しそれが成功的に行はれれば農民組合運動の勢力伸長を結果すると云ふ點に興味が持たれる。

二、氣遣はれる中小商工業の困難

現下の社會狀勢に於て、見逃すことの出来ないのは、中小商工業者の困難である。勿論中小商工業者の困難の事實は統計などでは判らない。それが破産統計或は納税統計等々に現はれる様になるのは實はずつと後の事で、然もそれほど判然とした時は問題は既に遙に重大化した時なのである。以下筆者が述べる事實は、一見断片的なものだが、右述の意味に於て問題の重大性の一面を示すものだ。

中小商工業者問題の直接の出発點は云ふ迄もなく、戦時經濟Ⅱ統制經濟の實行である。

先づ原料の入手難による中小商工業の困窮がある。切符制の無い處は勿論、切符制のある處でも重要原料材料の入手難は極めて顯著である。東京綿業組合が小工業者の綿絲入手難を救ふため、同組合の手持を小工業者に割當てるべく六月一日から一日百枚宛指圖書を交附する事にしたのに對して、この僅か許りの綿絲の配給を受けるために、遙々秋田縣から上京するものがあり、蒲團包みを積込み、且つ食糧を携へて配給所前に徹夜を決意したり(以上六月三日中外商業)するものもある事實は綿絲入手の如何に困難かを示す。次に毛絲原料入手の困難から「尾西組合では絲を買ひに行つても現在の狀態では絲を手に入れることが困難で……或は經絲が手に入つても緯絲が手に入らないために日限が切れ

る。女工は遊んでる。己むを得ず相場以上のものを買ふ。たゞさへ窮々としてますから全くみぢめで」

結局、中小織物業者の賃機業者への轉落の危険性が甚だ濃厚である。(東洋經濟新報五月二十八日號「羊

毛工業の苦境を語る」座談會參照)

原料入手難は纖維工業のみに止まらない。鐵を材料とする機械器具工業に於ては、小工場は鐵入手難のため、大工場より原料の支給を受ける下請工場となり、その生活を握る絶大な權力のため下請價格を非常に低下せしめられる状態を招いてゐる。(二月四日東京商工會議所中小商工業座談會)又それの實に極端な例としては、工場主がその職工と共に大工場の職工に入つたと云ふ例がある由である。

中小工業者の困難は又、使用制限からも起つてゐる。金使用規則中の金箔使用制限規則の爲石川縣では一千の金箔業者の死活問題が起り、銅使用取締規則のため東京の銅壺業者の失業問題がある。

次に中小商業者に關して云へば先づ最も目立つものは、綿絲最高價格實施の結果全國綿絲取引所關係者の失業問題である。恐らく同様の事は各取引所に及ぶであらう。

又今後恐らく消費節約の徹底するに連れて、公設市場等に購買の集中する結果、これが街の商人を打撃すべき事は云ふ迄もない。更に今一つ考慮せねばならぬのは物價騰貴の中小商人に及ぼす影響であつて、今後尙ほ急速に物價騰貴が起るならば、單に俸給生活者、賃銀労働者のみならず、中小商業

者の生活にも大きな影響を及ぼすことを考慮せねばならない。

三、改造近衛内閣への期待

最後に政治状態に就て一言すると、最近の最も重要な出来事は言ふまでもなく、近衛内閣の改造だ。此の改造の結果、廣田外相に代つて宇垣大將、賀屋藏相及び吉野商相に代つて池田成彬氏、杉山陸相に代つて板垣中將、木戸文相に代つて荒木大將がそれ〴〵就任した。(木戸侯は厚生相専任となる)。

任外務大臣	宇垣一成
任大藏大臣兼商工大臣	池田成彬
任文部大臣	荒木貞夫
任陸軍大臣兼對滿事務局總裁	板垣征四郎
免本官専任厚生大臣	木戸幸一
内閣參議陸軍大將	
内閣參議	
内閣參議陸軍大將男爵	
陸軍中將	
文部大臣兼厚生大臣	

世人が新裝近衛内閣に期待する所は、外に向つては對支方針の一元化、外交一元化等であり、内に向つては經濟政策、就中爲替及貿易政策の圓滑化等々である様だ。従つて宇垣新外相と池田新藏相兼商相の手腕に期待が持たれてゐる譯である。更に板垣中將の陸相就任は若手將官の中に人望ある同中將の就任により部内を引締め、且つ第一線の經驗ある同氏をして對支戰爭をヨリ巧妙に行はしめるものであると云はれ、荒木新文相には、「精神總動員」の最高指揮者としての役目が期待されてゐる。

第八節 長期戰體制を整備した第七十三議會

一、純戰時議會と未曾有の多量生産

第七十三議會の特色は、第七十一特別議會及び七十二臨時議會を経て、我が社會・政治・經濟の戰時體制を殆ど完璧に近く整備した點に求められる。殊に四十八億五千萬圓の龐大軍事費を許容し、國家總動員法を通過せしめた第七十三議會はまさに純戰時議會の稱呼に値ひするものである。また、國家統制經濟の新方式たる電力管理法が結局成立した所以も、この議會を通じて特に高揚された戰時意識の裡に見出すことが出来る。更に、八十七件もの法案を僅か一日の會期延長で、文字通り殆ど鵜呑にしたのも、その大多數が非常時を背景に躍り出た戰時立法であつたからだ。

此の議會の成し遂げた業績のうち、豫算に關するものに就ては、既に第二節に於て述べたから、茲では此の議會で成立した諸法律に就て記述しておかう。

先づ第七十三議會の成果を總括すれば次表の如くだ。

第八節 長期戰體制を整備した第七十三議會

◇七十三議會の成果

一、財政に關するもの

昭和十二年度歳入歳出總豫算追加及各特別會計歳入歳出豫算追加

昭和十三年歳入歳出總豫算並各特別會計歳入歳出豫算

昭和十三年度總豫算追加第一號乃至第三號及各特別會計追加第一號乃至第二號

臨時軍事費豫算追加

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件第一號乃至第四號

昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律

昭和七年法律第一號中改正法（滿洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件）

造幣局東京出張所廳舎其ノ他ノ新營費ニ關スル法律

對支文化事業特別會計法ノ特例ニ關スル法律

支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律

朝鮮事業公債法中改正法

軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律

臨時租稅增徴法中改正法律

所得稅法中改正法律

× 相續稅法中改正法律

× 登錄稅法中改正法律

× 酒造稅法中改正法律

× 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律

× 麥酒稅法中改正法律

× 大正九年法律第十二號中改正法律（所得稅法ノ施行ニ關スル件）

× 支那事變特別稅法

× 臨時利得稅法中改正法律

× 臨時租稅措置法

× 日滿國稅徵收事務共助法

× 昭和十二年法律第八十四號中改正法律（支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件）

× 關東局、朝鮮總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租

稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律

昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル法律

本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律

昭和九年法律第七號中改正法（滿洲事件ニ關スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ關スル件）

昭和十三年法律第六號中改正法律（昭和十三年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件）

關稅定率法中改正法律

印刷局据置運轉資本補足ニ關スル法律

二、國家總動員に關するもの

國家總動員法

三、電力國家管理に關するもの

× 電力管理法

× 日本發送電株式會社法

× 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律

× 電氣事業法中改正法律

第八節 長期戰體制を整備した第七十三議會

四、産業・貿易・消費統制に關するもの

昭和十二年法律第九十二號中改正法律（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件）

商業組合法中改正法律

産業組合自治監査法

市街地建築物法中改正法律

× 陸上交通事業調整法

職業紹介法改正法律

飼料配給統制法

硫酸アンモニア増産及配給統制法

五、産業保護助長に關するもの

重要礦物増産法

日本産金振興株式會社法

石油資源開發法

樺太地方鐵道補助法中改正法律

東洋拓植株式會社法中改正法律

工作機械製造事業法

航空機製造事業法

二〇九

六、支那開發に關するもの

北支那開發株式會社法
中支那振興株式會社法

七、通貨、金融に關するもの

臨時通貨法
兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律

× 恩給金庫法

× 恩給法中改正法律

× 庶民金庫法

無盡業法中改正法律

不動産融資及損失補償法中改正法律

有價證券業取締法

有價證券引受業法法律

産業組合中央金庫法中改正法律

漁業法中改正法律

産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律

擔保附社債信託法中改正法律

八、農村に關するもの

× 農地調整法

農業保險法

九、社會政策に關するもの

國民健康保險法

社會事業法

商店法

簡易生命保險法中改正法

十、入營、出征者に關するもの

兵役法中改正法律

入營者職業保障法中改正法律

兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部

隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律

※支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ選舉權及被選舉權等ニ關

スル法律

※支那事變ノ爲召集セラレタル地方議會ノ議員又ハ其ノ

選舉ノ當選者ノ資格ニ關スル法律

※支那事變ノ爲召集セラレタル者ノ選舉權並議員ノ資格

ニ關スル法律

臨時農村負債處理法

十一、商法改正に關するもの

商法法中改正法律

商法中改正法律施行法

有限會社法案

特許法中改正法律

商標法中改正法律

不正競争防止法中改正法律

辨理士法中改正法

十二、民法改正に關するもの

民法中改正法律

民事訴訟法中改正法律

十三、裁判に關するもの

× 日滿司法事務共助法

外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正法律

裁判所ノ設立ニ關スル法律

大正二年法律第九號中改正法律（裁判所管轄區域ニ關

スル件）

昭和十一年勅令第二十一號廢止法律案（東京陸軍々法

會議ニ關スル件）

（備考）※印は衆議院提出で、凡べて修正可決。他は全部

政府提出で、×印は修正可決、其の外は全部原案可決。

以上の詳細に就ては東洋經濟新報社編、戰時經濟法令

集を参照。

二、戰時體制の根幹を成す國家總動員法

近代戰の特質は、云ふまでもなく、それが國家の全智全能を擧げてのみ遂行し得られる、所謂國家總力戰たる點に存する。これが爲め、國防そのものの觀念も最早や從來の如き單なる軍備の充實だけでは律し得ない。國防は常に武力のみならず、國の物質的並に精神的の全能力を以て非常時に對處し

得る用意であり、體勢でなければならぬ。謂ふ所の廣義國防の觀念がこれだ。此の立場からすれば、國の總力は平時に於ても常に戰時への適應性を具備し、その計畫も活動も先づ第一に國防任務達成の機能を目標として統制されることが必要となる。人も物も、汎ゆる力が開戦と同時に完全に抗敵能力を發揮し得る如く、平素から準備され、訓練せられてをらねばならない。その統制的準備と運用が國家總動員の内容である。

戰時動員を目的とする法令は既に我が國に於ても、部分的乍ら儼存してゐた。明治十五年太政官布告第四十三號の「徵發令」がその第一であり、大正七年法律第三十八號「軍需工業動員法」がその第二だ。更に支那事變勃發後は、「臨時資金調整法」「臨時馬の移動制限に関する法律」「米穀の應急措置に関する法律」「臨時肥料配給統制法」「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」「臨時船舶管理法」等が相次いで制定され、適宜所要の目的を充足し來つたが、事變の進展と現下國際狀勢の緊迫は、夫等の如き應急的個別的な手段だけでは國防の完璧を期し難きものを覺えさせる、といふのである。以上の手段を包含すると同時に、他面各種各般に互る統制の方策を網羅した一大法典が要求せられる所以は、まさに、右の對外關係の認識に基づくこと云へよう。

國家總動員法が提案されんとするや、大政黨側は一齊に反對の意思を表明したが、その根據は總動員の客體の餘りに廣大なるに比し、法の明文の餘りに簡單なる爲め、法運用の結果に危懼を抱いた點に在る。無論、私權行使の殆ど絶對的なる制限を規定する本法が、憲法の條規就中天皇の所謂非常大權を干犯せざるやの疑問も提起された。また勅令に委ねる部分が頗る多大なる點を指摘して、極端なる委任立法従つて違憲なりとの法理論的非難も出た。が、結局、絶對に國家總動員體制の確立を必要とする刻下内外の情勢及び秘密を第一とする軍行動の建前を説かれて、政黨は一點の修正も施さずに政府原案を可決した。

本法に基く總動員體制とは、戰時又は戰爭に準ずべき事變に際し、國防目的達成の爲め國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及び物的資源を、平時竝に戰時に於て、統制運用する機構を謂ふ。總動員の客體は總動員物資と總動員業務だが、その種類乃至範圍は、必要ならば、勅令を以て無限に決定し得る。此等の物資と業務を統制運用する方策は、戰時に於ては勞務統制、物資統制、資金統制、施設・設備統制、事業統制、物價統制、出版統制の各方面から行はれると共に、平戰兩時に於て、國民登録、技能者養成、物資保存、事業計畫の設定及び演練、試験研究、事業助成等の制度も布かれる。運用に関する重大事項に就ては、帝國議會の議員を多分に採り入れた國家總動員審議會の諮問に附する筈だが、軍機に関する限り、それも省いてよい仕組みだ。

要するに、本法を成立せしむることに依つて、國家總動員の必要の前には、政府が凡ゆる權能を振ひ得ることを、國民が承認したのである。

三、戰時金融政策の補足整備

戰時金融政策の大綱は既に第七十一及び第七十二議會を通じて略ぼ完成されたと云つてよい。第七十三議會に於ては、専らその補足的方途、證券金融の改善、成は社會政策的見地よりする庶民金融政策が講ぜられたに止まる。

先づ戰時金融政策の補足的法規としては、「兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に関する法律」と「臨時通貨法」が擧げられる。前者に依つて日本銀行兌換券の保證發行限度を従來の十億圓より一舉に十七億圓まで擴大せしめ、また後者に依つて臨時補助貨幣（十錢、五錢のニツケル貨、一錢の青銅貨）及び小額紙幣（額面五十錢）の發行を行ひ、以て通貨需要の急増に應じようといふのである。

證券金融の改善策としては、第一に「擔保附社債信託法中改正法律」が注目される。之に依つて、今回新たに、株式が擔保附社債の擔保たり得ることとなつた。次に「有價證券引受業法」の成立に依り、所謂有價證券引受業が銀行業又は信託業並みに免許營業とされ、資本金二百萬圓以上の株式會社

に限つて認可を受け得ることに改められた。云ふまでもなく、公社債の發行に關し、近時所謂證券會社の地位が頗る重要性を加へ、従つて其の信用確保に就て萬全を期する必要が痛感される結果に外ならない。尙ほ金融とは些か離れるが、株式取引所關係の有價證券業に就ても、之を免許營業として嚴重なる監督を加へるの緊要から、「有價證券業取締法」も制定を見た。

銃後國民生活の安定を目指す庶民金融策の第一に擧げられるものには「庶民金庫法」がある。所謂庶民階級に對する小口無擔保金融の疏通を圖る爲め、政府の出資一千萬圓を以て非營利的金融機關を設置し、拂込資本金の十倍まで（一億圓までは政府が元利保證）の庶民債券の發行權を與へる機構を狙つたものだ。

「恩給金庫法」の目標も大體之に似てゐる。唯だ恩給金庫の資本金三千萬圓は、その中五百萬圓だけ政府が出資し、他の二千五百萬圓は民間投資に俟つ關係上、この金融機關が純然たる非營利的立場をとることは出来ない。その營業は恩給又は勳章年金の擔保貸付を主業とし、夫等の代理受領、受領金の寄託引受其他の關聯業務を附帶事業とする。右と同時に、「恩給法中改正法律」に基き、從來の恩給の讓渡又は擔保設定禁止を緩和し、恩給金庫に對するものに限り恩給擔保を認めるに至つた。

その他「無盡業法中改正法律」に依り、無盡會社の資本金を引上げて公稱資本十萬圓以上、拂込資

本五萬圓以上ならしめ或は掛金者に對する掛金額超過貸付に確實なる擔保又は保證を要求する等、無盡會社の信用確保に努めた點も庶民金融改善策の一端である。尙ほ「**産業組合中央金庫法中改正法律**」及び「**漁業法中改正法律**」に依つて、産業組合中央金庫に依る漁村金融の圓滑策を樹立したことは注目してよからう。

四、擴大發展を見た産業統制と生産力擴充策

現下の情勢に於ては、生産力擴充策は、好むと好まざるとに拘はらず、また厚薄濃淡の相違はあるにせよ、必ず國家統制的要素を含まざるを得ない。それ等に關する諸立法の中、産業統制的色彩の強きものを採り上げれば、何と云つても第一に掲げらるべきは「**電力管理法**」であらう。所有の形骸は止めて置くが、その管理・運用の實質は國家の手に掌握する、所謂民有國營の形式は民間事業の統制形態としては最も徹底したものと云へよう。が、これに就ては後に項を改めて詳述し、茲には其他の産業統制立法、生産力擴充策立法を見る。

先づ「**陸上交通事業調整法**」は主として私營陸上交通事業——私設鐵道、私營バス等の調整を、公益の増進と事業の堅實化を期する立場から、企圖しようといふものだ。次に、畜産飼料の内地需給の圓滑と價格の公正を圖る爲め、差當り、飼料中最も重要な玉蜀黍、高粱及び是等を原料とする配合飼料等につき、日滿兩國内に於てその自給策を樹て、配給は之を民間の指定機關に行はせ、以て畜産の基礎を確保し、農村經濟の安定にも資し、併せて國防目的の達成を期さうとするのが「**飼料配給統制法**」の目的である。尙ほ直接に産業の統制とは云ひ難いが、「**商業組合法中改正法**」はこゝに入るべき性質のものであらう。即ち本法に依り、從來よりも商業組合の事業範圍を擴張して組合員の爲めにする營業上の債務の保證、商品券及び倉庫證券を發行する外、地區組合及び商店街組合の設立手續を管易化すると共に、一方、行政官廳の組合に對する統制權能を強化し、或は組合員の出資無き統制事業だけの組合を認め、必要の場合は之に強制加入の命令權を與へたのである。

生産力擴充策としての立法は之を更に資源開發法と産業助長法とに分けられる。前者に屬するものには、第一に、「**重要礦物増産法**」がある。國防上及び産業上必要にして我が國に於て供給の足らぬ各種重要礦物の増産を圖るべく、鑛業權を有し乍ら之を行使せざる所謂睡眠鑛區の權利者に事業を促進せしめ、又は錯雜併存する鑛區の整理合同を促し、或は開發計畫を監督官廳に届出でさせたり、必要適切なる増産施設を講ぜしめることが、本法の目的となつてゐる。但し現行鑛業法の一般的改正が行はれれば、本法の目的は自然達成せられるであらうから、それが出来るまでといふ意味で、本法の

施行期間は五年間に限定された。右の中、金の増産に關しては特に意を用ひ、別に「日本産金振興株式會社法」を制定して、同名の特殊會社を創設し、之に産金事業資金の融通、低品位鑛の處理、其他種々の産金事業の助成を行はせることとした。その外、石油資源開發の爲めには、「石油資源開發法」を以て試掘助成金を交付し、石油鑛業者の事業計畫を屈出させた上、開發上必要と認めるときは試掘その他所要の處置を命じ得る權能を、政府當局に賦與した。

産業の保護助長政策立法は、時局産業中最も重要な工作機械及び航空機について行はれたが、硫酸アンモニアにも増産法が樹立された。「工作機械製造事業法」の内容を略述すれば、一定規模以上の該事業を許可事業とし、政府にその統制的權能を認めると同時に、事業者に對しては所得税、營業收益税、輸入税等の免除、補給金の給付等の恩典を與へんとするものだ。種々の獎勵策に依つて斯業生産力の擴充を圖り、他面、適切なる指導監督に依つて斯業經營の確立を將來しようといふのである。

「航空機製造事業法」の意圖するところも右と同一なるは言ふまでもなからう。

「硫酸アンモニア増産及配給統制法」は、政府の提案理由に依れば、二面の目的を有する。即ち、その供給を潤澤ならしめると共に配給の圓滑及び價格の公正を圖ることに依り、一つは農業經營の改善特に銃後農村經濟の安定と農業生産の確保に資し、他は軍需産業として重要性を有する硫酸アンモニ

ア製造事業の確立を期するにある。斯業に對する増産獎勵方法は、今後五ヶ年間に製造設備の新設又は増設をなすものに對して、一定年間の諸税及び器具機械の輸入税の免除し、其他資金調達の便宜を與へる爲めに、資本金全額拂込済前の増産を認め又は社債發行限度を擴張する等の特典を認めるが、他方、一般製造業者及び日本硫酸株式會社に對し必要な増産命令を政府から發し得ることとした。而して、その配給統制については、資本金一千萬圓の特殊會社を設立せしめ、その社債發行限度の擴張及び社債に對する政府の元利拂保證等の特典を與へて、之に配給事業を行はせるが、必要の際には硫酸の製造その他供給確保に必要な事業をも行はせる仕組みである。

農業生産力の擴充策としては「農地調整法」が制定された。これは、第五十九議會及び第七十議會に於て夫々審議未了に終つた町田農相の小作法案及び山崎農相の農地法案の流れを汲む立法だが、時局に鑑み銃後農村生活の安定を期する緊要から、急遽立案されたものと云はれる。本法は二つの骨子を持つてゐる。一つは從來から實施された自作農創設維持事業の強化であり、他は小作關係の調整策である。尙ほ銃後農村生活の安定策に就ては「臨時農村負債處理法」及び「農業保險法」が重要な役割を負ふて居る。

五、民有國營體制を確立した電力管理法

第七十三議會の會期が一日延長されたのは、電力法案を遮り無二成立せしめんとする政府側の熱望によつたのであつた。電力事業の民有國營形態に依る國家統制は、既に昭和十二年、廣田庶政一新内閣當時からの懸案であり、その頼母木遞相の手に成る所謂頼母木案が、第七十議會開會劈頭の內閣總辭職に依つて、闇から闇へ葬むられたことも、茲に改めて云ふを要せぬところだ（本年報第二十五輯第二部、「電力國營問題の本質と其の進展の見透し」及び東洋經濟新報一月廿二日發行電力問題特輯號、「電力國家管理問題の本質と見透し」を参照）。蓋し民間側の熾烈なる反對が一應勝を占めたかに見えたのも強ち故無きことではない。次の當局者であつた林内閣の兒玉遞相が官民抱合政策に名を藉りて結局電力案の議會不提出を表明するに至つたも、恐らくは官民の摩擦を緩和する自信を持ち得なかつた爲めであらう。

然し乍ら、民間の反對などは日支事變の進展と共に、一舉に吹き飛ばされて了つた。近衛内閣の永井遞相は敢然と民間側の反對を一蹴し、第七十三議會に於ける最初の法律案として之を提出したのである。此の永井案は、頼母木案に比して一見強制的統制的色彩を薄からしめてゐるかの如くだが、そ

の内容は殆ど變りないと云へる程度の民有國營案であつた。從來の立場からして政・民二大政黨は一應完膚無き底の修正を施し、殆ど實質的には國有國營案たらしめたが、貴族院の還元的再修正後開かれた兩院協議會では、アツサリと兎を脱いで貴族院案即ち政府案を認めた貌を呈した。初め脱兎の如かりし貴族院を遂に處女の如く軟化せしめた情勢の前には、政黨側も手も足も出なかつたのだらう。

此の法案審議に當つて、最も痛論された點は、頼母木案に對する批判と同じく、それが國民の財産を一文の現金も使はずに政府の掌中に收め、而かも國民の財産に減價を招來すること無きかの疑問にあつた。若しも此の疑問にして氷解せぬ限り、電力設備の強制出資を規定する電力法案は、憲法上の臣民所有權の保障を覆へず違憲法案と云はねばならない。が、政府側からすれば、この一文も金を費さず電力事業を政府の統制下に置く機構こそ、最も重大な狙ひ所であつたのだ。

所謂電力法は四個の法律を含む。「電力管理法」、「日本發送電株式會社法」、「電力管理に伴ふ社債處理に関する法律」及び「電氣事業法中改正法律」がこれである。而して此の中の前二者が電力事業民有國營體制の基礎を成す劃期的重要法律だ。

電力管理法は先づ發電及び送電が國家管理に屬すべき原則を宣言する。政府は諮問機關たる電力審議會の議を経て、電力設備の建設計畫、電力受給に関する主要事項等を決定し、それ等發送電の實際

の業務は特殊會社たる日本發送電株式會社をして行はしめる、これが本法の規定する電力國家管理體制の仕組みである。議會に於て呈示された勅令案に依れば、國家管理に屬すべき設備は未開發水利權、主要火力發電所と送電幹線並にその附屬變電設備に止まり、既設水力發電所は除かれてをる。此の最後の點は頼母木案と最も異なるところであり、且つその故に永井案は舊案より緩和されたとか或は不徹底だとかの批判を受けるのだが、電力管理法の明文に於て夫等の點が一向規定されてをらぬ事實は記憶に値ひする。換言すれば、政府の專斷を以て發し得られる勅令に依り、管理設備の内容が決定せられる餘地が残つてゐることだ。

日本發送電株式會社法に依れば、勅令に依つて決定される國家管理設備の現所有者（現在の五大電力會社東京電燈、東邦電力、大同電力、日本電力、宇治川電氣が主となる筈だ）は、總べて此等を日本發送電會社に、強制的に現物出資せしめられる。之に對する對價としては、日本發送電會社株券の交付を受けるが、此の株券を欲せぬ場合は現金買入を要求することが出来る。尤も出資者が同意する場合或は日本發送電會社が社債發行等に依つて現金調達することが困難なる場合に於ては、政府保證附の社債を現金の代りに與へられる。出資設備の評價は電力評價審査委員會の議を経て政府が決定するが、出資者が之に不服ならば通常裁判所に出訴する途が開かれてゐる。尙ほ日本發送電會社は特殊

會社として種々の特權又は義務を有し、その理事者も政府の任命に依るが、唯だ他の一般の特殊會社に見られぬ興味深き一點は、監督官吏の天降りの入社禁止が（退職後五年間は役員になれない）、明文を以て規定されてゐることだ。

五月六日、電力管理準備局が開設せられ、電力國家管理の準備に着手した。當面は日本發送電株式會社の創立備、各種委員會の運用等に當るが、將來は現電氣局と共に電氣廳に轉身し、電力管理の中樞機關となる豫定だ。

六、支那開發法・社會立法・商法の改正其他

事變後支那の經濟開發の爲めに、二つの立法がなされた。「北支那開發株式會社法」と「中支那振興株式會社法」とである。前者は資本金三億五千萬圓（内日本政府出資一億七千五百萬圓）を以て、後者は資本金一億圓（内日本政府出資五千萬圓）を以て、夫々特殊會社を創立し、大陸開發の促進、調整を圖らんとするものである。

社會立法のうち入營並に出征者保護の目的を有するものに、「臨時農村負債處理法」及び「入營者職業保障法中改正法」が見出される。前者は農山漁村の出征者並にその遺家族の經濟更生を圖る爲め、負債整理資金の融通を認める等の便宜を與へた。後者は退營者の再雇傭制の擴充又は就職保護規定を

新たに附加したものだ。一般的な社會立法としては「國民健康保險法」が擧げられる。これに依つて醫療の合理化を目指し、市町村等地域別單位の普通國民健康保險組合又は同一事業、同一業務に従事する者をして特別國民健康保險組合を設立させ、相互扶助の精神に則り、組合員に毎月保険料を拂込ましめると共に、組合が組合員に對し療養、助産及び葬祭の給付を負擔する機構が創設された。尙ほ「簡易生命保險法中改正法」は從來の保險金最高限一人當り四百五十圓を七百圓に引上げた。その他社會事業の健全化を企圖する爲め社會事業の補助と指導監督の擴大強化策を新設した「社會事業法」、商店使用人保護の爲めに市街地商店の閉店時刻の制限並に店員休日制を確立した「商店法」、勞働調整の堅實を期して職業紹介所の國營を斷行した「職業紹介法改正法律」、また前述した「庶民金庫法」、「恩給金庫法」等も注目に値ひする。

商法の改正は商法第一編總則及び第二編會社法に就て行はれたのだが、その目的は、現行商法(明治三十二年施行、同四十四年一部改正)が既に今日の進歩變革した經濟情勢を規整するに適さぬに至つたに鑑み、主として會社法就中株式會社法の改正を實現したものである。同時に新しき會社形態として有限責任會社制度が採り入れられ、この爲めに有限責任會社法が制定された。共に昭和四年法制審議會以來の懸案が漸く茲に結實を見たものである。

第九節 チエンバレン外交を繞る歐洲政局

日支長期戰の動向に多大の影響を及ぼし、且つそれを制約する外部的な力として絶えず我々の關心を集めて來た歐洲政局に、一つの新たな動きが起つてゐる。それは、去る三月十三日の獨逸合併を契機として表面化したチエンバレン外交の活動が、比較的短期間に英伊、英佛會談に成功を納め、更に佛伊會談を再び進捗せしめるべく背後から多大の努力をなし、且又英獨會談開催の機會を掴まんとしてゐる事實である。

チエンバレン外交の意圖するところは佛、獨、伊乃至波蘭を加へた四國乃至五國協約による新たな平和體制の建設にあり、それは、過去五ヶ年以上にも互るヴェルサイユ條約の崩壞過程に苦惱しつゞけて來た歐洲政局にとつては、明かに一エポックを劃し得る。これが又、ソ聯邦に對する強力なプロツクにまで發展し、所謂社會主義體制と資本主義體制の對立を激化するかどうかは今後の問題だが、さうした方向に進まうとしてゐるものとしても注目を要する。チエンバレン外交の性質と、これに對する佛・獨・伊の態度を分析して見よう。

一、チエンバレン外交の出現と其の成果

(A) チエンバレン外交は如何にして出現したか

曾ての英國は、國際聯盟を動かすことによつて自己の世界的優位の維持或は強化を計つて來たが、併しさうした手段は獨逸によるヴェルサイユ條約の打破及び對獨政策を繞る英佛の對立、更にその虚を突いて斷行された伊太利のエチオピア攻略等によつて全く無力化されてしまつた。のみならず地中海に於ける英國の制海權なるものは、伊太利の空軍によつて痛く脅威せられてゐるといふことが暴露され、而もその當時から次第に接近しつゝあつた獨伊は、スペイン内亂の勃發及びその進展を通じて所謂ローマ・ベルリン樞軸なるものを打ち建て、それは日獨防共協定の線と合體して、ここに聯盟主義を振り翳すイーデン外交に止めをさすことゝなつた。スペイン内亂に對する不干涉政策は殆んど効果を擧げ得なかつたし、日支事變に對する九ヶ國條約適用への努力も水泡に歸したのである。

従つて英國にイーデン外交を何等かの形式で否定せねばならぬ氣運の醸成されたことは當然の次第であつた。シチーの利益を最も賢明且つ堅實に代表してをり、且つ現實主義者と言はれるチエンバレン氏が昨年五月首相に就任するや、八月にはムツソリーニ首相との間に『互に親和を計りたい』と

いふ書簡を交換したのを手始めに、十月にはヴァンシタット氏を外交の最高顧問に起用し、更に十二月にはハリフワックス卿を訪獨せしめたこと等は、イーデン外交修正の方向に進みつゝあつたものだ。またイーデン外相がよつてもつて自己の外交政策を敢行せんとしてゐた國際聯盟に對して、『チエンバレン首相は『國際聯盟が集團的平和保障に貢獻する可能性はあるとは信ずることが出来なくなつた』と批判するに至り、遂に今年二月廿日、對伊國交調整問題を繞るイーデン外相とチエンバレン首相の對立からイーデンの敗退となつたのである。チエンバレン首相は後任外相にハリフワックス氏を据え直ちに對伊交渉を本格的に進めるに至つたのだ。

(B) チエンバレン外交の一應の成功と今後

チエンバレン外交は一應の成果を納めた。即ち先づ英伊會談は、前述の如く昨年八月チエンバレン英首相がムツソリーニ首相に『互に親和を計りたい』との親書を送つたことにその端を發したのであるが、併し當時は地中海の海賊問題が非常なる不安の種となつてをり、またイーデン英外相が伊太利の横暴振りにムキになつてゐた爲英伊兩國は共に接近の機會を掴み得なかつた。併しイーデン外相が辭職し、又獨逸が埃太利を合併するや、英伊は急速に接近し、會談を重ねること實に十數回、遂に四月十六日チアノ伊外相と英國大使パース卿との間に英伊協定の調印を見るに至つた。この協定に於て地

中海、紅海に於ける英伊の對立は調整され、互に相互の收益を尊重することが決定されたのである。特に重要な條項を摘記して見ると、例へば一九三七年一月二日の地中海に關する英伊共同宣言を再確認すること。毎年一月兩國政府はアデン灣、エジプト、スーダン、東アフリカ、英領ソマリランド、ケニヤ、ウガンダに於ける行政機構の改革及び重要な兵力の配備狀況に關し通報の交換を行ふと共に地中海の東經十九度以東並に紅海に海、空軍根據地を新設する場合右決定を相互に通告する。伊太利政府はアデンに於て若干の特權を獲得する。又英國政府は南アラビヤ地方に現在以上軍事施設を行はないことを約する。伊太利、埃及政府はツアナ湖に關する兩國の英國に對する義務を充分意識してゐることを宣言する。伊太利政府は東阿土民を警察、地方保安以外の軍務に従事せしめないことを約する。英國政府は聯盟がエチオピアに對する伊太利の主權を承認する様努力をなす……等々である。

英佛會談は四月廿八、九日チェンバレン英首相ハリフワックス外相及びドラヂエ佛首相、ボンネ外相との間に行はれた。中心テーマは英佛軍事同盟、スペイン問題、チェッコ問題、對獨和協問題等に就てだと言はれる。大體軍事同盟は兩者の間に最初から意見の一致があつた様だが、他の問題に就ては、例へばチェッコ問題、對獨和協問題に就ては英國の對獨讓歩主義に對し佛蘭西は可成り不滿の様であつた。併し結局英國の意嚮に従はざるを得なかつた様である。(軍事同盟に就ては後述する。)

佛伊會談は四月廿二日より開始された。併し、會談の中心テーマがスペイン問題に移つた時、伊太利は、佛蘭西が潜かにスペイン人民戰線援助を續けてゐる點を詰り、その中止を要求したが、佛蘭西は伊太利の詰言の餘りにも獨善的なのに憤慨、會談は此處で停頓した。そこでチェンバレン外交の當面の仕事は此の停頓中の佛伊會談を進捗せしめ、また英獨會談の開催を促すこととなつてゐる。そしてそのための準備の進められてゐるところを見ると新ロカルノ體制建設への英國の熱意が窺はれる。即ち佛伊會談が停頓に陥るや英國は調停に積極的に乗り出すことになり、五月十八日駐伊大使、ハース卿とチアノ伊外相がそのために會見し、更にまた翌十九日巴里に於てフィツプス駐佛英大使とボネ佛外相との會談及びロンドンに於ける不干渉委員會議長プリマス卿とコルバン佛大使との會談が、續いて廿日には巴里より倫敦に赴いたレイノー佛法相とハリファックス英外相との會談が、佛伊交渉の停頓打開のために持たれたのである。また英獨會談の開催を促すためにも、英國は五月廿八日外務省歐洲局長ウイリアム・ストロング氏を獨逸に赴かしめてゐる。

我々は其處に驚くべき忍耐と積極性を持しつゝ、着々と自己の理想とする所謂歐洲平和確保への努力を續けてをる、チェンバレン外交の現實の姿を看取することが出来る。而も尨大な軍擴完成に對しては至極緻密な注意を拂つてその進捗を絶えず工作してゐる。そして五ヶ年計畫十五億磅といふ最初

の豫算も當然不足を來すだらうと考へられてゐる。一方に尨大な軍備の充實によつて暗黙の中に脅威を與へつゝ、他方では平和確保といふ美名で『持たざる國』として從來自己の意に容易に従はなかつた獨逸伊太利をも、自己に引付けやうとしてゐるのである。その意味するところは、言ふ迄もなく最も合理的に最少の犠牲に於て、自己の歐洲外交に對するリーダーシップを確把しやうといふにある。

無論そらいふチエンバレンの意圖がスムーズに實現の過程に入るとは考へられないかも知れない。英國の權益は世界の各地方に廣く實在してをり、且つそれぞれの地方に於て英國の權益は尨から脅威されてをる。例へばパレスタイン、エヂプト、印度、メキシコ等に於ける民族運動の擡頭により、或は支那に於ける日本の進出、中歐、バルカンに於ける獨逸の進出、南米に於ける獨逸、伊太利の進出等によつてそれら地方に於ける英國の勢力は確かに不安に曝されてゐるのである。従つてさうした英國の弱味を充分見抜いてゐる『持たざる國』日獨伊のブロックと英佛との完全な提携が簡単に成立する譯には行かない。が他方には、『持たざる國』の各々に英國を自己の完全なる敵とすることの非なる状態は日に増し成熟しつゝある。即ち假令英國との種々なる對立があるにせよ、此處で一應チエンバレンの指し延べた手を握つた方が有利だといふ事情が、獨佛伊のそれぞれに存在してゐることを考慮せねばならない。それらの事情を述べることにしよう。

二、英伊協定成立の背後にあるもの

先づ伊太利に就て考へると、此國の財政經濟の窮乏化はさうした事情の有力なものと考へられる。去る三月五日の「ニュー・ステーツマン・アンド・ネーション誌」(之は伊太利の財政經濟的諸困難を論じた、我々の手近にあるよき資料だ)も伊太利の財政經濟の困難を論じて次の如く結論してゐる。

『獨裁國の中で伊太利の經濟的基礎は最も脆弱である。従つて若しムツソリーニが現在の政策を變更するか、それとも外國からの經濟的援助を仰ぐしなければ、經濟界が危殆に瀕するのは遠くはあまい』

周知の如く伊太利は昨年末その財政難打解のため外資輸入令を發布する一方、株式會社の拂込資本に對して一割の資本課税を設定した。スペイン・フランコ軍の援助やエチオピア開發、軍擴の遂行、アウトタルキー政策の強化等々が大きな財政的負擔を課したからである。が而もそれらの諸要因は今後も多くの負擔を約束してゐる。前述した「ニュー・ステーツマン・アンド・ネーション」誌は、エチオピア開發問題に就て、次の如き悲觀論を吐いてをる。

『エチオピア戦争は終つたが、そこからすぐさま利潤を稼ぐことは思ひもよらぬし、却つて年々負擔が増高するばかりである。アジス・アベバ占領後事態は一時平穩に歸したが、それも東の間で、侵略者に對する土民の抗争

が益々熾烈となつてゐる。エチオピア駐屯軍は白黒人併せて二十萬に増加した。一方植民地開發事業も全く進捗しない。……また完全に伊太利統治下にあるエチオピアの一部では土民は怠業して市場に農産物を搬出しないので、却つて食糧を海外に求めねばならなくなつた。ためにエチオピア經營に要する費用は一九三七年の初九ヶ月は月々約四億リラであつたが、その後増嵩を續け、最近は遂に八億五千萬リラといふ巨額に達してゐる。……だがここでハツキリ言はねばならないことは、そうした費用は全部占領地の治安維持のため放出されたものであつて一文として生産事業に投資されてゐないことである』

スペインのフランコ軍援助が尠からぬ負擔となつてゐることについても、亦同誌は次の如く言つてゐる。

『スペインでも伊太利の軍事行動は餘り香しい成果を収めてゐない。伊太利はスペイン内亂が長期戦となつてフランコ政權に對する支援費がかうまで嵩まらうとは想像もしてゐなかつた。スペインに入り込んでゐる五、六萬人にも上る伊太利義勇軍の食糧は占領地區からか、若くは本國から供給されてゐるのであるが、加ふるに伊太利はフランコ軍に飛行機、戦車、大砲、機關銃、彈藥、石油（伊太利石油輸入額の約二〇％がフランコ政權へ輸送される）を供與してゐる。またフランコ政權はこの二月末迄に伊太利から三十五億リラも借款してゐる。そしてスペイン戦争がどんな結果にならうと、伊太利がこの貸金の一部でも回収することは殆んど不可能とされてゐる。……（のみならず）陸海空軍に對する熱狂的補強策、且又アウタルキー確把のための諸統制策に必要な費用はエチオピア、スペイン、リビアに對する支出を合計したもののよりも遙かに尠大な額に達する』

ために財政は全く窮乏化し、

『凡ゆる種類の新税を設定したが、尙且つ財政の赤字は三四—五年度の廿一億リラから三五—六年度は百二十七億リラに、三六—七年度は更に百七十億五千二百萬リラに膨脹した。三七—八年度は經濟界の好轉で百六十九億リラに減少したが、三八—九年度は二百億リラに上ると考へられてゐる。』

同誌はまた、他方に於いて貿易は著しい入超續きで、昨年度の金喪失額は四十億リラに達したと言つてゐる。現在伊太利政府の所有してゐる全金準備と外國爲替準備高は合計六十億リラ足らずと言はれてゐるから、四十億リラといふ數字が如何に由々しい事態を示すかと判るだらう。ニュー・ステーツマン誌もこんな調子で行くと『伊太利はその金及び外國爲替準備を二年内に喪失してしまふだらう』と言つてゐる。

斯うした經濟上の困難に加へ、獨逸の埃太利合併による獨伊國境の接近と云ふ事柄が起つた。『防共』に於て獨逸と共通の利害を持つとは言ふものゝ、獨逸が餘りに強力になることは、伊太利にとつての脅威にさへもなり得るのである。チエンバレン外交のさし伸べた手に伊太利が應じたといふ事實の裏には、英國から資本的援助を得やうとする魂膽や獨逸に對する牽制が窺はれるものではあるまいか？

三、英佛協定に現はれた佛蘭西の苦惱

英佛會談が至極スムーズに進捗し、比較的短期間に成果を擧げ得たのも、佛蘭西側にその必要を痛感した事情があつたからだ。云ふまでもなく人民戦線内閣成立後の佛蘭西の外交はその多難なる内政の故に著しく生彩を失つてをつた。嘗つての外交上の主導力は殆んど失はれ、英國追従外交以外の何物をもなし得なかつた。而もその英國外交そのものがローマ・ベルリン樞軸の前に失敗の數々を繰返してゐたのであるから、佛蘭西が外交的に全く立遅れたのは餘りにも當然な次第であつた。その上獨伊の脅威は餘りにも強く身邊に迫つてをる。伊太利の援助によつてフランク軍はその戦線を著しく擴大したし、ローマ・ベルリン樞軸を土臺としての獨逸の進出は、これ亦相當顯著であつた。白耳義をはじめ中歐バルカンの諸國が親獨化したのは全く獨逸の壓力の然らしめるものであるが、塊太利を合併し、チエツコまで手を伸さうとするに至つては佛蘭西は一刻も安堵し得ない。而も國內には依然として左右勢力の對立がある。第二次ブルム内閣崩壊の後、舉國一致内閣の樹立と外交立遅れの回復を目指して登場したドラヂエ内閣が、チエンバレン外交への協力を欲したのは當然なことであらう。

云ふ迄もなく佛蘭西にとつて英國と手を握ることは自己の對獨政策を強化するにある。心の底では或は英伊協定の成立を利用してストレーザ・フロントの再現を希望してゐたものと考へても、不合理であるまい。併し英國の意圖は新ロカルノ體制の建設にあり、従つてその障害となる佛蘭西の要望

は否定せねばならない。のみならず、獨伊の最も嫌な佛ソ相互援助條約に對しては、英國は佛蘭西にその改正乃至廢棄を希望するのではないか、とさえ考へられてをつた位だ。無論實際は其處まで進み得なかつたが、併し英國自身にとつても佛蘭西の歸趨なき政治狀勢は一つの大きな不安に相違ない。殊に英國は佛蘭西の左翼勢力の擡頭を監視せんとする立場にある。さういふ意味に於て嘗つて外交的理由から佛ソ相互援助條約に反對してゐた英國は、更に政治的理由からもそれに反對するの必要を感じて來てゐる譯である。従つて個別會談が一應終つて、四國會談が問題となる場合、必ずや佛ソ條約に對する佛蘭西の態度變更を重ねて要求するであらう。其處にチエンバレン外交が挫折するか否かの重大契機があるとも見られるが、それは兎も角として會談は一應の成果を收めた。それは軍事的には佛蘭西の勝利であつたが、政治的には英國の勝利だ、とある著名な外交評論家は評したといふ。確かに佛蘭西の希望する英佛の軍事同盟が成立したのだから、軍事的には佛蘭西の勝利に相違ない。(註)

(註)英佛軍事同盟として傳へられてゐる内容は次の如きものである。即ち一旦緩急あれば佛國は英佛陸軍を指揮し、英國は英佛海軍を指揮するといふ原則が成立した。その具體策としては(一)佛國領土内に英國空軍根據地を作る。(二)兩國は各自建造する飛行機の設計を交換する。(三)兩空軍共同使用の補給根據地を設置する。(四)原料品を含み共同の國防資源購入方を調整する。

併しチエコ問題やスペイン問題、對獨問題に就ては佛蘭西は自己の主張を却けられて、英國の主張に

従はざるを得なかつた。ストレーザ・フロントの實現の可能性のないことが證明されたし、軍事同盟にしても「英國の國境はラインにあり」との思想が前から英國の常識となつてを考へるならば、軍事同盟の成立は佛蘭西のためのみならず、英國のためにも歓迎すべきものであつたと云へる。全體的に見て英國に對する佛蘭西の追従は餘りにも顯著であつたが、佛蘭西がさうせざるを得なかつた事情も上述した如く充分存在してゐたのである。

四、四國協定に期待する獨逸の意圖

獨逸にとつても四國協定への英國の意圖は歓迎こそすれ、頭から排斥すべき理由はない筈である。殊に四國協定の成立がソ聯邦の孤立化を招來すると云ふ結果になるならば、それは、獨逸にとつて充分歓迎に値する。何故ならばチェッコ問題を有利に解決し、ナチスの東方政策を押し進める爲にはソ聯邦との衝突を考慮に入れねばならぬ。殊に相互援助條約で結ばれてゐるチェッコとフランスとソ聯の關係を考へると、事態は獨逸をして益々慎重な態度と緻密な外交政策を強制する。三月十二日號の「倫敦エコノミスト誌」も述べてゐる如く、チェッコは奧太利の場合のやうに簡單に行かないのだ。

『チェッコと奧太利の間には三つの相異點がある。第一はチェッコは單に獨逸人のみの居住地でなく、過去三

百年間忍んで來た獨逸人の束縛を再び受けまいとする斷乎たる決意を有してゐる人が多い。第二は奧太利と異つて、チェッコは独自の國防能力を持つてをる。第三に奧太利には多くの友邦があつたが、同盟國は皆無であつた。然るにチェッコは全歐洲中獨逸を除いては軍事的に最も強大な二國と強固な同盟を結んでゐる。……若しベルリッソがブラーグの讓歩し得る以上のものを欲するならば力によつてこれを取る外ないだらう。がこれは如何なる名將にとつても容易な業でない。チェッコ軍隊は十八萬一千人の現役軍人を有し、その訓練の行き届いた豫備軍は百萬以上を數へてゐる。チェッコ軍はよく訓練されてをり、その裝備は素晴らしい。チェッコの軍器工場は世界中で最も優秀であり、自動武器に於て特に然りであるが、これらの工場は計畫的に國の奥部に移轉されてゐる。獨逸新聞の反チェッコ宣傳に刺戟されて、獨逸國境の防備が一九三五年に着手されたが、これは殆んど完成されんとしてゐる。』

一國對一國の戰爭ならばチェッコは獨逸の敵でないとしても、併し一朝この兩國に砲火が交へられるに至れば、事態は決して其處だけに止まり得るものではないだらう。この場合獨逸は對ソ、或は對佛戰爭を一應考慮しておかねばならぬ譯だが、併し獨逸は大戰爭に堪える力があるかどうか？ この點に就て去る三月十九日號及び同二十六日號「倫敦エコノミスト誌」所載の論文の要旨を、左に紹介しておかう。

現在の獨逸の状態と一九一四年乃至一八八一年に互つた世界大戰前の状態とを比較すると、結局現在の獨逸の戰爭能力は大戦前より劣つてゐる。その理由の第一は、大戦前の獨逸は債權國であつたが現在は債務國で、而も金及び外國爲替の缺乏に加へ、外國からクレデットを與へられるといふ可能性も殆んどない状態である。第二の理由

としては食糧の非常なる不足が擧げられる。即ち大戦時獨逸がパン、脂肪及び肉に關する切符制度を施行したのは漸く一九一六年以後で、大戦開始後二ケ年間の食料品需要は、幾分かは戦前準備された多額の蓄積と輸入によつて賄はれた。然るに今日の軍事専門家は戦争の開始と共にパン切符制度を施行すべきかを研究してをる。従つて獨逸は如何なる戦争をも飽くまで「即戦即決」主義で斷行せねばならないが、それは中々困難である。例へば對ソ戦争の場合を考へても、嘗つての大戦當時は露西亞に比し獨逸は工業的に優位に在つたが、現在ではソ聯邦の工業生産力が躍進してゐる。のみならずソ聯邦は重工業用原料を多分に自給出来るが、獨逸はそれが不可能である。しかも長期戦になれば民衆の戦闘精神の強固なることが重要なファクターとなつて来るが、獨逸の參謀本部は、現在の獨逸の兵士にさうした強固な精神を期待し得なくなつてゐる。又獨逸合併の結果、獨逸の戦争能力は強まつたかと言ふに、寧ろ其の反對である。第一に奧太利から多少の金や外國爲替を得たれ共、それは極めて僅かで、大したタシにはならぬ。第二に奧太利は獨逸以上の穀物輸入國だから、これを背負込んだ獨逸は戦時には一層の食料難に陥るだらう。第三に、若干の原料資源を得るには得たが、獨逸最大の悩みである石油資源は奧太利にもない。第四に奧太利は訓練された壯丁に乏しい。等々。獨逸合併は、獨逸の東方政策への足場を築いたれ共、然し戦争能力に對しては逆の効果さへも及ぼす。

右の様な事情から、獨逸としては出来るだけ戦争を回避することが有利であり、一旦戦争が起つた場合の用意の爲には、對英關係の調整を計つておき、出來得るならば對ソ戦争の場合に於ける英國の經濟的援助を望みたいといふこと、及びソ聯を歐羅巴の諸國、就中佛蘭西から孤立化せしめたいといふことを望むのは當然であらう。

第十節 米國恐慌の發展と世界景氣の逆轉

本年報前々輯第一部で『米國恐慌の開始とその見透』に就て記したが、其後米國の恐慌は本格的に發展し、其の他大多數の諸國の景氣も亦昨年の暮から漸く逆轉の方向を辿つてゐる。斯様な世界景氣の逆轉が日本の輸出貿易に一層の困難を加へつゝあることは第三節に述べた通りだが、日本から見た現在の海外景氣の問題は、もはや單に米國恐慌がどうなるかといふことだけでなく、米國をも含めた世界景氣がどうなるかといふことに其の中心が移つて來た。かうした觀點から米國恐慌の其の後の發展と其の他諸國の景氣動向を検討し、世界景氣の前途に就き若干の見透しをつけて見たい。

一、米國恐慌の其の後の發展と恐慌對策

(A) 恐慌は一段と深刻化

本年に入つてからの米國の恐慌は、昨年の秋から暮にかけて見られたやうな激烈さは熄んだやうだが、然し未だ依然として恐慌は進展してゐる。最初に米國の恐慌の徴候が現れたのは製靴工業や織維

工業等消費財工業部門で、昨年の春から夏にかけて滞貨の増大、商品相場の下落、生産の縮小が始つたが、昨年の九月には生産財部門にも及び、三七年度の世界の農産物生産が稀に見る多收穫になりて判明した時秋には農産物相場の暴落が起つて、景氣逆轉は全面化したのである。

今度の米國恐慌の激烈さを諸指標に就て見ると、聯邦準備局調査の生産指數(製造品、鑛業品を含む、一九二二—五年一〇〇)は昨年の最高である五月の一八から今年の二月には七九となり、僅か九ヶ月間に三三%の激落を示した。そして今年二月の位地は丁度一九三四年の平均に等しい。また鑛工業生産の縮小のうちでも、生産財の減退が特に激しい。即ち同じく聯邦準備局の指數によると、生産財の生産指數は昨年の最高たる八月から今年の二月まで僅か六ヶ月間に五七%一を激落し、消費財生産は昨年の最高たる三月と今年の二月との比較に於て二七%九の低落である。此の傾向は其後も依然として續いてをり、例へば紐育タイムスの週間事業活動指數(常態一〇〇)は二月廿六日に終る週の七九・六から四月卅日に終る週には七五・五に低下してゐる。

かやうに生産は非常に縮小されたが、滞貨は未だ整理される見込みはなく、物價も亦下げ續けてゐる。即ち勞働統計局の卸賣物價指數は(一九二六年一〇〇)去る四月九日現在には七八・五となり、昨年中の最高である八八・〇に較べて一〇%八を下げてゐる。またムーデイ社の原料品物價指數によ

れば去る五月末の原料品物價は去る三月當時に較べても六%八方下げ、昨年四月の最高に比べれば實に四三%の暴落だ。

かういふ有様だから産業會社の利潤が減少するのも當然で、ナショナル・シティ銀行の調査によると、今年第一四半期に於ける米國の二十四種事業の重要會社二百八十社の純利益(金利、租税、其他の費用、社内保留金を差引いたもの)は總計一億弗となり、前年同期に比べて二億九百萬弗(六七%五)の激減を示してゐる。而も業別に見ると、純益の増大したのは製パン業と飲料品製造業の二事業だけであり、鐵鋼事業、石炭鑛業、金屬製品並に器具製造業、自動車部分品製造業、織維品又衣服製造業、サーヴィス業の七事業に於ては缺損を出してゐる。U・S・スチール會社の如きも缺損だ。米國では昨年の第三四半期から企業利潤は減少傾向を示し出したが、今年第一四半期に入つては主要大會社が缺損を出すやうになつた。

然らば小規模企業の状態はどうかと云ふと、破産統計は彼等の困り方の容易ならぬことを示してゐる。ダン誌の商工業破産統計によると、今年第一四半期の破産件数は三千四百七十八件を數へ、其の負債總額は四千四百萬弗に上つてゐる。前年同期に較べて件數、負債額共五割方の激増だ。負債總額と件數から見て、小規模經營の破産に相違ないが、恐慌を通じて小規模經營の没落が再び強められた

ことを察し得る。

労働者の状態も亦悪化した。全國産業審議局の調査によると、今年三月に於ける失業者数は一千四十萬八千人に上り、就業状態の最も良かった昨年九月に比べて失業者は四百三十四萬三千人を増加してゐる。また同じく産業審議局の賃銀統計によると、工業労働者一人當り週賃銀は、定額賃銀の切下げと操短のため今年の二月には昨年の最高たる五月に比べて二割方引下げられてをり、労働統計局の工場労働者受取賃銀總額指數は、今年三月に於て昨年の八月に比して三割方の低落を示してゐる。これらの數字からも判る様に解雇、賃銀切下げの嵐は全國を吹き捲つてゐるのだが、労働者階級の對抗運動の波も高まつて、労働争議が増加してゐる。今年の二月だけでも争議件数は二百五十、参加労働者数は七萬人の多きに上つてゐる。

工業恐慌もさることながら、農村も亦不況に陥つてゐる。即ち今年上期の農村金錢收入は昨秋以來の農産品相場の暴落のため、前年同期に比べて一五%の減少は免れまいと豫想されてをる。

かくて工業と云はず農業と云はず全産業を蔽ふ不況は益々深まりつゝあるが、このことは金融部に如何なる影響を與へてゐるか？ 無論銀行勘定の上には、産業恐慌の影響が今年の一月頃から預金貸付の減少の形で現れてをる。が、茲に特に注目を要するのは、地方小銀行の預金支拂停止が漸く増大

し始めたことである。即ち聯邦準備局の調査によれば、今年第一四半期に預金支拂を停止した地方銀行数は二十行、其の預金額は五百四十七萬八千弗となり、前年同期に比べて行數に於て十一行、預金額に於て四百萬弗を増大してゐる。

(B) 政府の恐慌對策

斯様な暴氣悪化に對し、新農業調整法、財政支出膨脹及び金融の側からのインフレ政策と云ふ、三つの恐慌對策を講じようとしてゐる。新農業調整法は、正式には『一九三八年農業調整法』と呼ばれる如く、一九三三年の農業調整法と一九三六年の土壤保全法とに盛られた政策を強化擴充したもので、農産物の生産過剩相場の暴落を防ぐため、農業經營者に減反を實行させ、減反したものには補償金を與へようといふ此の政策は、一九三三年の農業調整法の趣旨と同じだ。けれども、新農業調整法に於ては、販賣統制々度が設けられ、減反計畫の割當反別を超えて耕作した農民の超過販賣高に對しては重い販賣税が課されるやうになつた。この結果農民は半ば強制的に政府の方針に従はねばならなくなり、政府の統制が一段と強化される。新農業調整法は本年二月に上下兩院を通過して既に實行されてをり、棉花、小麥玉蜀黍、米、煙草の五大作物に適用されてゐる。

財政方面からの救済策としては、去る一月提出の三九年度豫算案（三八年七月—三九年六月）の外

に、去る四月十日、三十億一千二百萬弗の不況對策追加豫算案が議會に提出された。内譯は聯邦政府事業費の追加歳出として二十億六千二百萬弗、聯邦政府の融資費として九億五千萬弗である。此の外にも必ずしも三九年度中に全部支出されるとは限らないが、聯邦政府が州または地方自治團體の公共事業費として融資するため十億弗の公債發行權が追加豫算案の中に要求されてゐる。

これ等の追加豫算案は果して全部議會を通過するか、またそれが通過したにせよ三九年度に實際どれだけ支出されるか、判らぬ。しかし右の追加豫算が實施されたならば、一月提出の豫算案歳出六十八億六千九百萬弗と陸海軍追加豫算案二、三億弗を合計すれば、三九年度の歳出は百億弗を突破する。米國史上空前の大膨脹豫算となる譯だ。

また産業恐慌を金融方面から緩和するために金融の緩漫化の政策が採られてゐる。即ち不活動金會計の廢止と預金準備率の引下げ及び復興金融會社の貸付限度の擴大がそれだ。不活動金の解放と預金準備率の引下げは、既に四月十六日實行され、この結果十三億九千二百萬弗が解放され、預金準備率の引下げによつて聯邦準備制度加盟銀行の超過預金準備金は約七億五千萬弗方増大し、合計二十一億弗餘の遊資が造られ得ることとなり、これに數倍する民間銀行の信用擴大の可能性が與へられた。尙ほまたこれにより先にロ大統領は、復興金融會社の十五億弗貸付權限擴張案を議會に提出し、上下兩

院を通過し、四月十三日署名を了へ、産業方面の金融による救済の途を開いた。

これらの諸方策は、多小の效果を持ち得るであらうが、然し究極のところ、恐慌による整理を先へ延ばし、恐慌を長引かせる役割を果すものである。米國恐慌は尙ほ進行を續けると見ねばなるまい。

二、逆轉した英國景氣

英國の景氣は一九三二年を底として、資本主義國中では比較的早くから回復に轉じてゐた。この回復の要因として金本位停止後の磅爲替の下落による輸出貿易の發展も一つの大きな働きをしてゐたが、國內の生産設備の擴張と建築活動の高まりは米國などよりは大規模に行はれ、景氣回復の一つの有力な要因となつた。更に一九三六年の暮から地中海に於ける英伊對立の激化、西班牙内亂の紛糾等歐洲の國際關係が悪化して來たので、英國は大軍擴に乘出し、これが景氣上昇に拍車をかけた。即ち一九三七年春發表された國防費十五億磅は向後五年間に(一年平均三億磅)消費され、三五―六年度の國防費に比し倍増することになつたのである。

この老大な軍擴は、直接政府注文の増大或ひは間接に軍需工業の生産設備の擴張の徑路を通じて國內の景氣を高めたのみならず、當時の英國の生産力を以て軍擴を遂行出來ないため、海外からの輸入

を激増させた。そして一九三六年の暮から、軍擴を中心とした景氣が展開され、鐵鋼工業ではすべての設備が動かされ、機械工業では熟練工の不足が唱へられ、從來比較的不況であつた石炭工業や紡績工業までが活況に恵れた。また失業状態を見れば、三七年の夏頃には約百四十萬人と推定され、英國に於ては稀に見る少數に減少した。つまり英國の景氣は三七年の夏頃に於て絶頂に達したのである。けれども、英國景氣のかゝる活況は何時までも續くとはいへず許されなくなつた。英國景氣の回復の一つの大きな要因となつてゐた建築活動は一九三六年を頂上として下り坂となり、再軍備のための軍需工業の擴張も昨年末には下火にならうとし、過去二、三年續いた生産設備擴張のための資本發行の増大も昨年の半ば頃には略々飽和點に達し、國民大衆の購買力の増大傾向も漸く頭を打つて來た。更に米國恐慌を先驅とする世界景氣の逆轉は昨年の秋から英國物價の可なり顯著な下落を誘導し、英國の輸出貿易を減退の傾向に導いてゐる。そしてこれ等の要因が折重なつて英國の景氣は昨年の十月から、も早明らかに逆轉の方向に傾いて來た。

先づ英國の重要工業の動向を見ると、倫敦「エコノミスト誌」は五月十四日號に於て鐵鋼事業の最近の状態を左の如く述べてゐる。

『四月の鋼鐵生産は前年同月の一百八萬四百噸、三六年同月の九十八萬四千二百噸に對し九十三萬八千六百噸で

一日平均生産高は前年同月に比べて六%方下廻つてをる。銑鐵生産は六十六萬一千噸で、前年同月より一萬九千七百噸少なかつたが、三六年同月よりは多かつた。不幸にして未だ需要の回復し得る徴候は何等見られない。』

また同じ號のシェーフィルドの鐵鋼業の報道記事の中には次のやうに言つてゐる。

『製鐵所では生産を減らしてゐるにも拘らずストックの増大は尙ほ續いてゐる』

次に造船業の景況に就て同じく「エコノミスト誌」は、四月十六日號に於て次のやうな興味ある觀察を下してゐる。

『ロイドの統計によれば、起工された商船の總噸數は一九三七年の第二四半期の三十六萬八千噸から第四半期には二十一萬七千噸に減じ、更に一九三八年第一四半期には十七萬三千噸に減じてゐる。造船契約の取決めと竣工の間には相當の日數を要するので、手持注文の分量は減つてはゐるが、未だ大分残つてゐる。建造中の噸數は一九三七年六月末の百二十萬噸から十二月末には百十二萬五千噸に減り、今年の三月末には百八萬九千噸に減つてゐる。船舶運賃が今直ぐ騰がる傾向はないから、英國の船主は多くの新規注文を出しさうもない。現在建造中の多くの船は今年末までには出來上がるだらう。さうなると、其の後の商船建造の減少は多少とも新たな建艦によつて埋め合はされるだらうが、造船業者の來年の見透しは思はしくないだらう。』

石炭礦業に於ては、本年第一四半期の産出高は六千三百萬噸となつて前年同期に比し約三百萬噸の増大を示したが、輸出高は八百五十六萬噸となつて前年同期に比し僅か乍ら八萬噸の減少に轉じた。そして最近に於ては石炭業の生産過剩は否定し得ない事實となつた。例へば五月十四日號の「エコノ

ミスト誌」はかう言つてゐる。

『カーヂフの石炭市場は今年に入つて一番ひどい不況に陥つてゐる。最近の取引は殆んど長期契約に限られてゐるが、契約期限が済んだり、新規の註文が殆んどないため、石炭業者は採掘された石炭を處分することが出来ず、ストックは途方もなく積つてゐる。南ウエールズに於ける諸港の、最近一週の輸出向及國內向積出噸數は三十三萬噸で、前年同期に比べて五萬五千噸を減じ、一九三七年の週間積出の最高であつた七月の最高の週に比べて十六萬二千噸も減つてゐる。』

最後に英國の重要工業として見逃し得ない棉業の近状を見よう。紡績業に於ける生産過剩の傾向が始つたのは昨年夏頃であつた。が、昨年の秋以來綿布輸出の減退が始り、今年の第一四半期の輸出が前年同期の五十萬碼から三十八萬四千碼へと約二三%も激減するに及んで、綿業の不況は全く深刻化して來た。これがためランカシャの紡績業は昨年十月まで數ヶ月間續いた操業率九二%を最高に、十一月からは減産を擴大し續けてゐるが、益々不況に陥るばかりだ。最近の情勢を「エコノミスト誌」は五月十四日號で次のやうに云つてゐる。

『紡績の方でも織物の方でも生産は非常に不規則だ。或る一部の工場では無期限に休業してしまつたかと思へば、或一部の工場では隔週毎にのみ操業してゐる。現在の操業率は生産能力の五〇%位なものである。それにストックはうんと積もつてをり、近いうちに良くなりさうな徴候は見られない。』

以上のやうなエコノミスト誌の報道や觀察を合せ考へると、老大な軍擴を實施しながらも、英國の

鐵鋼業、造船工業、石炭礦業等が不況を深めつゝあるのだが、これは何故であらうか？ それは、いまでもなく英國に於ては、も早生産設備の擴張が行つかへてしまつたことを意味する。また紡績業や石炭礦業が不況に轉換しなければならなくなつたのは、國內的な要因も働いてゐるのだらうが、世界景氣逆轉の荒波に抗し得ず、英國自體が世界恐慌の渦巻きの中に入りつゝあることを物語るものだ。

英國景氣の逆轉の様相を総合的な數字で示すと、「エコノミスト誌」の事業活動指數（一九三五年一〇〇）は昨年の最高の位地である八、九月の一・一三・五からずつと下げ續け、本年三月には一〇八・五となつて、昨年の三月の一・一一を下廻つてゐる。また輸入貿易は軍擴のため累月未だ巨額に上り、今年の三月には七千九百萬磅となつて、前年同月に比べて四百四十萬磅、五%五の増大に當る。だが輸出は昨年の秋頃から停滯し、今年の二月からは前年同月に較べて減り始めた。そして三月の輸出は四千二百萬磅となり、昨年の三月に比べて十三萬磅（三%）の減少を示した。また「エコノミスト」の物價指數によれば、今年の三月の物價は昨年の最高である五月に比し六%五を下げ、ロイターの原料品物價指數によれば、今年の五月末の位地は昨年五月の最高に比べて三六%二の下値にある。

かくて英國景氣の基調は昨年の秋から逆調に轉じてゐるが、産業會社の利潤は本年三月迄の處未だ減つてゐない。例へば「エコノミスト誌」調査の三百三十七會社の本年三月に於ける純益金の總額は前

年同月に比べて九%一九を増大してゐる。けれども、産業利潤の増大のテムポは鈍つたし、やがては減少に轉じなければならぬだらう。倫敦工業株二十五種平均相場の一九三四年末を一〇〇とする指數が本年六月三日には九六・〇となつて、昨年一月の高値に比し四二・一を下げてゐるのも、今後の産業會社業績の悪化が豫想されてゐるためであらう。

次ぎに労働者階級の狀態を見ても、本年三月の失業者數は失業保險加入者だけでも百七十四萬九千人に上り、近年の最低たる昨年九月に較べて、實に四十七萬八千人を増大してゐる。賃銀に就ては英國には詳しい統計がないので正確なことは判らぬが、例へばポレー教授の週賃銀指數は本年二月までのところ未だ下げてゐない。しかし、操短をやつてゐる今日に於ては、労働階級の總賃銀が減り始めてゐることは推定出来る。

では英國景氣の今後はどうなるだらうか？ 英國景氣の前途を豫測する資料として、前述した様な鐵鋼業、石炭業、綿業に於けるストックの増大傾向があり、また將來の生産を呼び起す、建築契約額や資本發行額も既に一九三七年には減少し始めてゐる。而もこれ等の指標は本年に入つてからも依然として良くない。即ち本年第一四半期の建築契約額は二千五百九萬四千磅と前年同期に比し三百五十五萬磅(一二%四)の激減で、工場建築は三百二十三萬七千磅となつて半減してしまつた。又「ステ

テスト誌」調査の本年一—四月新規會社資本發行額は二千四百四十五萬七千磅と、前年同期に比べて三千八百八十八萬五千磅(六一%四)を激減した。

たゞ茲で景氣の逆轉を支へる要素として、一九三八—三九財政年度に於て軍擴が一段と促進されることを考へなければならぬ。即ち、既に前年度から英國は十五億磅(内四億磅は公債で賄はれる)の五ヶ年國防計畫(一ヶ年平均三億磅)を建て大軍擴に乗り出したが、前年に支出された額は二億七千八百萬磅であつたので、今年度の豫算に於てはそれよりも六千五百萬磅増の三億四千三百萬磅が計上された。今年度の英國歳出の豫算は國防公債九千萬磅による國防費を合せて約十一億に上り、前年度より一億磅の増となるが、増大額の大半は國防費で占められてゐる。

けれども、吾々は英國に於ける國防費乃至財政支出の意義を餘り過大評價することは出来ぬ。何故ならば國民經濟の規模は餘りにも大きく、例へば「エコノミスト誌」の推定によると、英國の一九三八年の國民所得は五十億磅に上り、政府歳出の總計は其の約二〇%、國防費は約七%にしかならぬ。即ち國防費も國民經濟全體から見れば、案外小さい。現に鐵鋼工業や造船業が現在行はれてゐる軍擴を以つてしても尙ほ鐵鋼業や造船業が不況だと云ふことは、大資本主義國英國が景氣循環的な不況に陥つて行かねばならぬを示すものだらう。英國の不況は未だ始つたばかりだ。之から海外諸國の不況の進

展も加はり、不況は益々深刻になつて行くだらう。軍擴はたゞ其の急速な深化を緩和してゐるだけだ。

三、世界景氣の歴然たる逆轉

英米の景氣がかくも悪くなつて行くものとするれば、それだけでも世界景氣を逆轉に導く可能性は充分あるが、今や殆んど總ての資本主義諸國の景氣は昨年秋乃至暮頃から逆調に向ひつゝある。

いま國際聯盟調べの世界各國の工業生産指數(一九二九年=100)により、一九三七年中の最高の位地と現在判明せる最近の位地(大部分の國は二月其の他は年末)を比べて見ると、十九ヶ國中ポーランド一國を除いては總て減退傾向に轉じてゐる。そして「アナリスト」の世界資本主義國を綜合した工業生産指數(一九二八年=100)季節變動除去は、近年の最高たる三七年八月の一〇八・九の最高から三八年二月には九三・六(暫定數)にまで激落し、米國を除いた綜合指數も三七年十一月の一・九・四から三八年二月には一一・六・三(暫定數)に低下してゐる。

勿論工業生産の逆轉が始つた時期、其前の位地、逆轉後の減退程度、各國の經濟事情は、國により著しく違ふ。例へばエストエヤ、フィンランドの如く逆轉前の位地が二九年の水準を遙かに超え、減退の程度も亦大きい諸國があるし、米國や加奈陀の如く一九二九年の位地に達するか達せぬうちに不

國際聯盟調査各國工業生産指數

(一九二九年=100)

國別	三年最高	最近の月	同比較増減(%)
ブルガリヤ(1)	一〇六・六	一三三・九	(+)四一・三
米國	九二・二	一〇四・四	(+)一三・一
ラトヴィヤ	二七・七	一五九・八	(+)二六・六
白耳義	九〇・九	七三・六	(-)一七・五
加奈陀	一〇四・八	八四・三	(-)一九・六
和蘭	一〇三・五	八八・九	(-)一四・六
伊太利	一〇八・〇	九四・四	(-)一三・六
エストニア	一四六・六	一三〇・〇	(-)一三・五
埃太利	一一五・〇	一〇三・〇	(-)一二・七
チエコ	九八・八	八九・四	(-)一〇・四
獨逸	一一五・四	一四四・六	(+)二九・二
フィンランド	一五八・三	一四六・七	(-)七・三
智利	一四四・六	一三〇・〇	(-)一四・六
佛蘭西	八七・二	八二・五	(-)五・七
諾威	一三三・五	一三六・四	(+)二・九
デンマーク	一三三・〇	一三三・〇	(=)
英國	一三三・五	一〇八・五	(-)二五・〇
瑞典	一五五・〇	一四九・〇	(-)四・〇
日本(3)	一七四・五	一六三・三	(-)六・二
日利本	一七四・五	一六三・三	(-)六・二
洪牙	一八三・三	一三四・九	(+)一五・五
波蘭	八八・五	九三・四	(+)五・五

(備考) (1) 1934年=100, (2) 1935年=100とするエコノミストの事業活動指數, (3) 1931-33年=100とする商工省生産指數を基礎とし東洋經濟新報社が季節變動を除去し、作製せるもの。

況に陥つた諸國もあれば、佛蘭西の如く逆轉前の位地が二九年の位地よりも遙かに低く國內の政治的不安と爲替相場の動搖下に慢性的不況を深めてゐる國もある。また英國のやうに大軍擴のため逆轉の程度は緩和されてゐるが、尙ほ不況に陥らねばならぬ國もある。たゞ此處に注目すべきは、日本の如く戰時經濟の國、獨逸や伊太利の如く半戰時的な軍擴を遂行してゐる諸國の工業生産が減退してゐることだ。蓋し、其の一つの大きな理由は、輸出貿易が世界景氣の逆轉と英米其他資本主義との貿易戰のため減退し、一方では輸出産業が萎縮し、地方では輸出不振から由來する輸入原料獲得難のため工業生産が縮少を餘儀なくされてゐるからである。

尙ほ農業國の經濟事情を観ると、棉花は昨年未曾有の國際的生產過剩に陥り、コーヒーは慢性的過剩が続いてゐる。また小麥や砂糖にも昨年から生産過剩の徴候が見え始め、農産品は總て暴落した。そして茲に注意すべきは、昨年の棉花や小麥の相場暴落は米國の未曾有の多收穫が最も大きな要因になつたので、其の他大部分の國は普通作乃至それ以下であつたのだから、米國以外の農産品供給諸國の農民の購買力は特に減退してゐると推定されるのである。

かくて工業國と農業國との景氣が共に逆轉に向つたので、それは當然世界貿易の減退を齎してゐる。例へばこれをアナリストの世界貿易額指數(一九二八年=一〇〇、季節變動除去、金物價換算)は昨年九月の四六・五から今年の二月には四三・六に低下してゐる。

然らば世界景氣今後はどう動いて行くのか？ 國により事情は異なるから機械的に結論し得ないが、近い將來景氣がよくなる様な指標は、差當り見つかからない。例へば世界の原料在荷は農産品も礦産品も過剩状態にある。「アナリスト」の世界原料品在荷指數(一九二八年=一〇〇)は昨年の一八・三に對し、今年二月には一三二・一に上つてゐる。このことは世界物價の一層の低落を示すものであらう。たゞ世界景氣の前途を豫測する上に考慮を要する二、三の事情がある。それは、國際政治の動向と世界軍擴乃至戰爭の問題及び一九三年度の世界農産品收穫の豊凶如何といふことである。

重要統計表目次

(一) 本邦事業活動指數……………	三	(一六) 英米市場金利……………	八
(二) 手形交換高及不渡手形高……………	三	(一七) 英蘭銀行主要勘定……………	八
(三) 全國營業倉庫在荷及出入庫……………	三	(一八) 米國聯邦準備銀行主要週報……………	九
(四) 東京卸賣物價指數……………	四	(一九) 各國金準備額……………	九
(五) 對英米物價比較……………	四	(二〇) 各國金產額調……………	一〇
(六) 東京株價指數……………	四	(二一) 各國金移動調……………	一〇
(七) 本邦生産數量指數……………	五	(二二) 主要國金塊相場……………	一〇
		(二三) 主要國銀移動調……………	一〇
世界經濟 (第三部第十節参照)		爲替・貿易	
生産・物價・株價		(二四) 各國貿易月表……………	一一
(八) 主要國生産指數……………	六	(二五) 紐育市場爲替相場……………	一一
(九) 米國産業諸指數……………	六	滿洲國	
(一〇) 主要國株價指數……………	六	(二六) 滿洲中央銀行紙幣發行高……………	一二
(一一) 英米株式相場……………	六	(二七) 全滿金融機關預金貸出……………	一二
(一二) 各國卸賣物價指數……………	七	(二八) 滿洲國對外爲替相場……………	一二
(一三) 英國卸賣物價指數……………	七	(二九) 滿洲新京卸賣物價指數……………	一三
(一四) 米國卸賣物價指數……………	七	(三〇) 滿洲國貿易表……………	一三
金融・金・銀		金融・財政 (第三部第一節参照)	
(一五) 各國中央銀行割引歩合……………	八	(三一) 國庫歲入歲出現計……………	一四

附錄頁

(一) 日本銀行營業週報..... 一五

(二) 預金部資金及運用表..... 一六

(三) 全國銀行預金貸出現在高..... 一七

(四) 全國銀行有價證券、預ヶ金及現金在高..... 一八

(五) 東京及大阪市中金利表..... 一九

(六) 全國信託會社信託勘定表..... 二〇

(七) 郵便貯金現在表..... 二一

(八) 簡易保險及郵便年金表..... 二二

(九) 內國諸保險月末現在契約高表..... 二三

(一〇) 公社債發行並現在高..... 二四

(一一) 東株主要株式及公債各月平均相場..... 二五

(一二) 外貨邦債平均相場..... 二六

(一三) 銀行會社計畫資本..... 二七

(一四) 公社債及株式拂込金調..... 二八

(一五) 爲替・貿易 (第三部 第三節參照)..... 二九

(一六) 東京市場爲替相場..... 三〇

(一七) 帝國外國貿易月報..... 三一

(一八) 本邦對支及對滿貿易月別概算表..... 三二

(一九) 輸出入貨物分類別價額及比例表..... 三三

(二〇) 本邦輸出入重要品別表..... 三四

事業及商品 (第三部 第四節參照)..... 三五

(二一) 主要事業の生産制限率一覽..... 三六

附錄頁

(二二) 重要品生産額一覽表..... 三七

(二三) 橫濱及神戸生絲集散..... 三八

(二四) 米國生絲集散調..... 三九

(二五) 人造絹絲集散..... 四〇

(二六) 綿絲集散表..... 四一

(二七) 綿布集散調..... 四二

(二八) 綿織物集散調..... 四三

(二九) 重要商品相場..... 四四

勞働者狀態 (第三部 第五節參照)..... 四五

(三〇) 全國生計費指數..... 四六

(三一) 東京小賣物價指數..... 四七

(三二) 勞働人員及賃銀統計..... 四八

(三三) 工場職工異動調..... 四九

(三四) 鑛山勞働者異動調..... 五〇

(三五) 解雇職工歸趨調..... 五一

(三六) 勞働爭議統計..... 五二

(三七) 本邦失業狀況推定概要..... 五三

(三八) 各國失業統計..... 五四

農民狀態 (第三部 第六節參照)..... 五五

(三九) 小作爭議統計..... 五六

* 印刷算 (1) 本邦事業活動指數 (東洋經濟調) (ノール=100) * 印以降發表禁止

年 月	鐵道貨物發送噸數	電力消費量	石炭消費高	炭消費高	原油供給高	綿生產高	絲生產高	輸出入箱檢査高	羊毛輸入高	洋販賣高	紙消費高	セメント消費高	鋼材供給高	總平均 (加重式)
11年中	102.9	74.3	132.0	122.7	110.2	84.6	107.9	87.5	72.5	73.3	99.9	154.6	106.2	
12年中	113.7	71.5	143.2	119.1	121.8	107.9	76.5	67.7	63.7	73.3	103.5	172.2	114.8	
12.10	116.2	73.5	*	*	125.2	104.6	67.7	52.3	60.4	63.7	100.1	*	116.2	
12.11	118.3	70.1	—	—	126.4	107.6	67.4	37.4	61.5	60.4	100.9	—	115.9	
12.12	118.1	67.3	—	—	121.1	104.7	67.2	26.0	62.6	61.5	105.8	—	113.8	
13.1	118.4	63.8	—	—	113.7	97.2	19.8	17.7	62.5	62.5	108.3	—	110.9	
13.2	117.9	61.9	—	—	102.7	94.0	17.7	71.7	64.2	64.2	107.3	—	107.3	
13.3	119.9	62.4	—	—	98.9	89.8	104.2	108.1	79.3	79.3	105.8	—	106.5	
12.3	113.2	62.9	139.4	126.2	121.0	104.2	71.7	71.7	91.2	91.2	164.2	—	111.3	
11.3	101.0	66.4	130.2	126.2	110.0	73.9	108.1	108.1	67.4	67.4	91.2	149.6	103.8	

(2) 手形交換高及不渡手形高 (東京手形交換所調)

年 月	手形交換高		不渡手形		年 月	全國在荷		六大都市出入個數		六大都市出入金額			
	枚數	金額	枚數	金額		個數	金額	入庫	出庫	入庫	出庫		
12.10	3,534	6,435,675	248,721	245,281	12.8	32,902	925,328	6,364	6,347	22,526	262,758	275,073	772,775
12.11	3,775	6,519,901	271,671	176,852	9	33,296	869,730	5,137	6,453	21,209	236,973	290,232	719,516
12.12	4,927	8,999,760	346,144	163,020	10	31,105	788,957	5,738	7,123	19,824	218,656	287,839	650,333
13.1	3,179	5,862,739	254,901	108,772	11	32,221	737,758	6,329	7,349	18,804	198,070	262,805	585,598
13.2	3,534	6,524,095	283,656	154,743	12	33,550	722,408	7,142	7,930	18,017	216,488	252,250	549,835
13.3	3,933	7,685,678	295,603	108,620	13	35,723	725,813	8,031	6,889	19,159	215,182	215,149	549,867
12.3	4,042	8,119,098	300,707	150,964	2	37,067	718,496	7,723	6,595	20,288	189,946	203,158	536,656
11.3	3,385	5,659,782	226,391	146,817	3	36,635	712,312	7,978	7,881	20,384	226,476	234,731	528,401
1-3 累計	13,10,646	20,072,512	820	372,135	12.3	34,083	772,441	9,534	6,926	21,558	363,540	248,567	633,897
	12,10,792	20,723,276	1,094	459,863	11.3	32,095	647,026	6,322	5,626	20,065	220,093	187,729	512,019

(4) 東京卸賣物價指數 (東洋經濟調) (大正2年1月=100)

Table with columns for month/year, foodstuffs, other goods, metals, fuels, building materials, industrial products, fertilizers, printing materials, and miscellaneous goods. Includes sub-section (5) for price comparison with rice, Japan, and UK.

(6) 東京株價指數 (東洋經濟調) (大正2年平均=100)

Table showing stock price indices for various sectors: Banking, Insurance, Shipping, Shipbuilding, Electricity, Iron and Steel, Textiles, Woolen Goods, Paper, Sugar, Alcohol, and Land/Real Estate.

(7) 我社調製工業品生産數量指數 (昭和3年=100)

Large table showing production quantity indices for various industrial products like silk, paper, and chemicals, with columns for months from 1929 to 1933.

算式は加重算術平均法に依る。

印は高工省指數(昭和6年—8年三ヶ月平均=100) △印は暫定數。

製鐵 出

(8) 主要國生產指數 (*印=季節變動除去)

Table with columns for Year (年月), International League (國際聯盟), British Empire (英國), India (印度), and others. Rows include 1937, 1938, and 1936 data for various countries.

(10) 主要國株價指數 (國際聯盟月報)

Table showing stock price indices for major countries (USA, UK, France, etc.) from 1924 to 1938. Includes sub-sections for Industrial and Railway stock prices.

(12) 各國卸賣物價指數

Table of retail price indices for various goods (meat, food, etc.) in the UK, New Zealand, and the USA from 1927 to 1938.

(13) 英國卸賣物價指數 (1927=100)

Detailed table of British retail price indices for 1936, 1937, and 1938, categorized by month and commodity type.

(14) 米國卸賣物價指數 (紐育D&B社每月初調)

Detailed table of US retail price indices for 1936, 1937, and 1938, categorized by month and commodity type.

(9) 米國產業諸指數 (*印=季節變動除去)

Table of US industrial indices for 1923-25, including construction, steel, and other sectors.

(11) 英米株式相場

Table of stock market exchange rates for British and American stocks, including indices for various sectors.

(國際聯盟統計月報) (1929年=100)

Table of international league statistics for 1929, including indices for various countries and regions.

(15) 各國中央銀行割引歩合

國名	最近の改定		前回の改定		年月	(16) 英米市場金利			
	現行率	改年月	割引歩合	改年月		倫敦商手(3ヶ月)	商手(90日)	銀行一受	銀行一受
日本銀行	3.65	1936. 4. 7	4.02	1933. 7. 3	8	0.82	0.82	0.82	1
紐西蘭銀行	1.50	1934. 2. 1	2.00	1933. 10. 19	9	0.82	0.82	0.82	1
英帝銀行	2.00	1932. 6. 30	2.50	1932. 5. 12	10	0.82	0.82	0.82	1
西國銀行	2.50	1937. 5. 12	3.00	1937. 11. 13	11	0.82	0.82	0.82	1
義國銀行	4.00	1932. 9. 22	5.00	1932. 4. 28	12	0.82	0.82	0.82	1
立銀	3.00	1937. 5. 30	4.00	1937. 5. 10	1	0.82	0.82	0.82	1
利銀	2.00	1936. 12. 3	2.50	1936. 10. 19	2	0.82	0.82	0.82	1
太西銀	4.50	1936. 11. 26	5.00	1935. 9. 9	3	0.82	0.82	0.82	1
瑞典銀	1.50	1936. 11. 26	2.00	1936. 9. 8	3	0.82	0.82	0.82	1
伊瑞銀	2.50	1933. 12. 1	3.00	1933. 6. 1	3	0.82	0.82	0.82	1
瑞丁銀	4.00	1936. 11. 19	3.50	1935. 8. 22	3	0.82	0.82	0.82	1

(17) 英蘭銀行主要動定 (單位千磅)

年月日	兌換券流通高	兌換券發行高	正貨準備	預金		政府券	貨物及引	其他證券	計	預備金	預備率(%)
				政府	銀行						
1937. 9. 29	488,470	526,407	328,068	21,805	95,122	37,179	6,190	20,768	132,797	39,508	25.1%
10. 27	483,148	526,407	328,024	32,174	87,679	36,595	8,109	20,909	129,256	44,876	28.1%
11. 24	480,374	546,407	327,952	35,358	83,598	36,348	8,601	20,868	105,622	69,487	32.1%
12. 29	505,317	546,407	327,233	11,384	120,641	36,567	9,205	20,867	144,660	41,916	24.8%
1938. 1. 26	473,198	526,407	326,407	13,555	113,070	37,349	10,428	18,957	128,328	53,763	32.8%
2. 23	474,524	526,467	326,407	51.7	105,600	35,536	6,547	19,454	123,427	52,657	33.4%
3. 30	485,410	526,467	327,234	17,767	108,132	37,383	8,702	20,221	139,739	41,824	25.6%
1937. 3. 31	473,837	513,662	314,460	52,460	62,347	38,620	7,390	22,830	130,551	40,809	26.3%
1936. 3. 25	406,494	460,615	201,394	18,000	83,617	36,959	4,963	16,711	101,979	54,899	39.1%

(18) 米國聯邦準備銀行週報 (單位百萬弗)

年月日	政府金證券	現金準備	手形割引高	一般市場取引		手形及聯邦準備券合計	聯邦準備銀行券流通高	預備金	其他共計	對預金及聯邦準備券準備率(%)
				政府證券	買入手形					
1937. 10. 27	9,126	315	23	13	3	2,526	4,256	6,951	7,529	80.2
11. 24	9,122	319	16	13	3	2,564	4,265	6,949	7,547	80.0
12. 29	9,120	331	13	9	3	2,564	4,283	6,983	7,535	80.1
1938. 1. 26	9,188	441	11	8	1	2,564	4,119	7,296	7,807	80.2
2. 23	6,168	439	10	7	1	2,592	4,126	7,240	7,839	80.4
3. 30	9,213	474	12	8	1	2,564	4,122	7,312	7,919	80.5
1937. 3. 31	8,844	295	12	11	3	2,430	4,174	6,639	7,186	80.5
1936. 3. 25	7,313	354	6	3	5	2,430	3,732	5,059	6,546	78.2

(19) 各國金準備額 (聯邦準備局調) (單位百萬弗)

年月	總計(52國)	米國(11國)		南洋及濠洲(8國)		亞非利加		歐洲(26國)					
		南米	東洋及濠洲	日本	亞非利加	英國	獨逸	伊太利	白耳義				
1937. 6	23,845	730	863	443	281	9,466	2,722	2,689	208	625	848	718	242
7	23,656	721	876	412	267	9,159	2,422	2,689	208	617	862	718	243
8	23,592	711	717	261	267	9,141	2,424	2,689	208	607	862	718	243
9	23,733	711	702	261	264	9,129	2,428	2,689	208	572	906	718	244
10	23,845	706	690	261	266	9,191	2,428	2,689	208	570	940	718	244
11	23,968	695	687	261	266	9,359	2,564	2,689	208	597	930	718	244
12	23,970	693	687	261	266	9,379	2,564	2,689	208	599	957	718	245
1938. 1	24,032	688	687	261	266	9,451	2,564	2,689	208	593	977	718	253
2	23,945	684	685	261	261	9,349	2,428	2,689	208	626	598	718	241
1937. 2	22,772	698	870	469	310	9,268	2,846	2,584	208	593	463	735	241
1936. 2	21,665	648	825	431	310	9,529	4,362	1,653	270	593	463	735	241

(備考) (19)表は新平價にて換算せるものなり。純金一オンスに付舊貨20.67弗、新貨35弗。 ×印概數

年 月	(20) 各 國 金 産 額 調 (單位千弗)					(21) 各 國 金 移 動 調 (單位千弗)							
	推定世界 生産額	亞非利加 南 亞	其 他	加奈陀	米 國	墨西哥	コロン ビヤ	濠洲	日 本	米 國	英 國	印 度	獨 逸
1934年中	823,000	366,795	42,966	104,023	108,191	23,135	12,045	30,447	16,354	1,131,994	716,269	230,720	90,920
1935年中	882,533	377,090	46,261	114,971	126,325	23,858	11,517	31,117	20,043	1,739,019	369,722	161,872	42,971
1937. 10	90,196	34,559	4,993	12,559	16,111	2,449	1,281	3,878	2,065	90,477	6,348	4,655	63
1937. 11	90,226	34,279	4,892	12,349	15,987	2,849	1,373	4,374	2,100	22,110	22,054	4,200	79
1937. 12	88,828	34,696	5,007	12,658	14,046	2,064	1,144	4,712	2,100	17,981	20,976	5,999	247
1938. 1	87,479	34,591	5,006	12,638	12,618	2,518	1,456	3,858	2,100	2,088	27,487	5,599	200
1937. 1	84,278	34,352	4,572	11,499	11,597	2,854	1,332	3,158	2,065	121,325	25,523	8,447	17,426
1936. 1	82,853	31,290	3,939	9,325	9,701	2,815	1,159	2,801	1,843	45,643	41,974	40,393	2,584
1937年中	1,045,470	410,710	57,098	143,172	167,723	29,893	15,478	46,827	25,065	420,427	420,427	61,689	3,718
1936年中	970,206	396,768	51,734	131,181	152,509	26,465	13,632	39,793	23,684	1,169,931	1,169,931	121,066	3,715

(22) 主 要 國 金 塊 相 場

年 月	日 本				英 國 (市場)	米 國 (復興)	佛 國 (市場)	年 月	主 要 國 銀 移 動 調			
	政府買入 一瓦に付	東京小賣 一瓦に付	倫敦(市場) 一瓦に付	紐約(復興) 一瓦に付					英國(千磅)	米國(千弗)	支那(千圓)	印度(千流)
12. 9	3.77	14.20	7.0.4	35.00	31,608.02	11年中	1,059	189,751	249,684	151,987		
10	3.77	14.31	7.0.6	35.00	33,366.74	12年中	10,479	87,336	398,889	57,551		
11	3.77	14.40	7.0.3	35.00	33,078.50	11	6,215	10,106	540	400		
12	3.77	14.30	6.19.7	35.00	33,062.32	12	2,816	22,915	64,340	800		
13. 1	3.77	14.30	6.19.7 $\frac{1}{2}$	35.00	33,511.73	1	1,139	28,353	35,880	3,400		
2	3.77	14.30	6.19.9	35.00	34,439.42	2	4,180	15,255	2,163	400		
3	3.77	14.30	6.19.1	35.00	25,852.96	12. 2	553	13,469	40	21,829		
12. 3	3.50	13.74	7.2.4	35.00	24,335.75	11. 2	2,116	17,395	572	37,514		
11. 3	3.09	12.66	7.1.0 $\frac{2}{3}$	35.00	—	13	5,320	43,608	40,539	3,800		
								累計	1,609	15,704	179	38,684

(備考) (20)(21)表は新平價により換算せるもの。×印概數

(24) 各 國 貿 易 月 表 (國際聯盟調) ×印暫定數

年 月	各 國 貿 易 月 表 (國際聯盟調)											
	獨 逸	奧大利	白耳義	丁 抹	瑞 西	米 國	佛 國	印 度	和 蘭	英 國	露 西 亞	瑞 典
1936年中	4,218,000	2,471,160	21,096,000	1,431,120	1,264,480	2,421,480	25,404,000	1,222,800	1,010,520	788,520	1,352,520	1,619,400
1937年中	5,468,300	1,453,000	27,241,000	1,632,490	1,807,330	3,012,600	42,316,000	1,591,030	1,551,650	957,490	1,238,780	2,111,000
1937. 9	462,100	116,210	2,229,000	164,200	143,570	234,080	3,486,000	132,280	130,200	82,600	100,160	186,840
10	484,600	128,200	2,371,000	140,000	150,690	226,500	3,720,000	138,400	148,540	90,380	111,700	192,410
11	482,700	123,800	2,272,000	131,800	143,770	212,400	3,931,000	156,000	130,320	91,950	102,400	193,200
12	531,200	137,900	2,355,000	127,500	163,940	203,700	4,539,000	139,200	126,760	89,350	114,300	183,600
1938. 1	483,700	103,300	2,008,000	153,000	126,710	163,500	3,892,000	153,300	119,320	80,150	..	158,900
2	453,200	..	1,926,000	124,000	131,390	155,900	4,288,000	118,400	118,210	70,210	..	147,100
1937. 2	346,800	115,700	2,124,000	114,300	157,780	260,200	3,667,000	90,000	105,320	64,780	87,800	133,300
1936. 2	333,800	94,770	1,658,000	94,800	79,310	189,860	2,049,000	104,060	74,170	56,670	17,500	115,000
1-2 (38)	936,900	..	3,934,000	277,000	253,100	319,400	8,180,000	271,700	237,530	150,360	..	306,000
累計 (37)	683,100	220,230	4,240,000	249,190	290,920	489,000	7,000,000	202,180	211,470	135,220	193,790	275,530

(備考) (20)(21)表は新平價により換算せるもの。×印概數

(25) 紐育市場為替相場 (米國聯邦準備局調) (月中平均)

(單位) 平名	ポンド	フラン	ライヒ	ルービ	ペルガ	ベセタ	リラ	フラン	グロニ	クローネ	ポル	エ
	英吉利	佛蘭西	獨逸	印度	白耳義	西班牙	伊太利	加奈陀	和蘭	瑞典	香港	日本
1937. 9	495.3000	3.5193	40.1210	37.3900	16.8380	6.4770	5.2603	99.9820	55.1500	25.5330	30.9590	28.8670
10	495.5100	3.3491	40.1570	37.4100	16.8590	6.2670	5.2604	100.0170	55.2840	25.5460	30.9750	28.8530
11	499.6100	3.3946	40.3640	37.7110	17.0090	6.2760	5.2623	100.0730	55.4520	25.7540	31.1240	29.0950
12	499.6400	3.3948	40.2960	37.7110	16.9850	6.1840	5.2606	99.9480	55.6020	25.7500	31.1860	29.0810
1938. 1	499.9800	3.3352	40.2810	37.7470	16.9280	6.1370	5.2608	99.9830	55.7110	25.7700	31.2310	29.0520
2	501.8000	3.2814	40.4240	37.8900	16.9750	6.0850	5.2607	100.0230	55.9580	25.8610	31.3390	29.0350
1937. 2	489.3900	4.6555	40.2260	36.9730	16.8610	6.7360	5.2608	99.9640	54.6860	25.2320	30.4030	28.5290
1936. 2	500.0469	6.6810	40.6870	37.7344	17.0416	13.8412	8.0373	100.1136	68.679	25.7779	32.7955	29.1299

(26) 滿洲中央銀行紙幣發行高 (單位國幣千圓)

年月	紙幣發行額			正貨準備率	保證準備	預金			貸出			紐育向 國幣百圓付	倫敦向 國幣一圓付	上海向 國幣百圓付
	最高	最低	平均			總額	內滿洲 中央銀行	總額	內滿洲 中央銀行	總額	內滿洲 中央銀行			
1937. 9	194,018	180,323	186,527	129,497	67.1	764,587	247,829	708,073	194,791	28.91	1-2.00	94.35		
10	219,183	193,083	202,249	146,965	67.0	775,467	232,310	732,718	200,517	28.88	1-2.00	94.31		
11	268,594	219,247	229,062	180,999	67.4	747,166	207,705	745,753	214,019	29.08	1-2.00	97.17		
12	317,944	269,297	292,390	208,097	67.7	808,145	265,580	772,340	208,135	29.13	1-2.00	98.05		
1938. 1	307,490	287,591	294,899	195,797	67.6	833,180	269,195	809,500	209,367	29.03	1-2.00	95.52		
2	294,371	264,616	274,819	174,362	61.8	28.98	1-2.00	96.00		
1937. 2	237,792	211,283	222,559	145,829	67.2	812,904	247,317	641,523	193,310	28.50	1-2.00	96.20		
1936. 2	178,491	166,401	170,124	97,059	54.4	29.11	1-1.98	98.00		

(27) 全滿金融機關預金貸出

(28) 滿洲國對外為替相場

(29) 滿洲新京卸賣物價指數 (滿洲中銀調) (1933年=100)

年月	建										重				商				品		指		數		(國幣建)	
	特產	雜穀	食料品	紡織品	燃料	金屬	建築材料	雜品	平均	大豆	豆粕	豆油	高粱	粟	棉絲	銻鐵	大豆	豆粕	豆油	高粱	粟	棉絲	銻鐵			
1936年中	185.7	115.8	105.6	91.8	94.9	92.9	91.2	96.0	106.1	153.6	155.0	229.4	225.1	103.6	124.9	164.8	159.7	160.1	268.5	200.6	198.4	124.6	191.4			
1937年中	202.4	134.4	112.5	106.5	98.6	161.7	106.6	112.5	125.1	170.4	170.4	268.5	219.8	124.1	169.2	151.0	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	124.3	195.4			
1937. 8	197.4	130.3	110.2	104.9	98.7	176.6	109.6	112.6	125.5	172.1	164.3	247.8	200.6	121.1	191.4	164.8	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	124.3	195.4			
9	192.2	131.2	112.2	107.9	98.5	167.4	108.6	113.4	125.5	158.6	156.2	241.3	203.8	124.3	195.4	151.0	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	124.3	195.4			
10	198.6	139.8	115.1	108.1	98.8	167.6	106.0	115.5	127.0	164.8	158.6	263.0	203.8	117.7	195.7	151.0	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	124.3	195.7			
11	188.7	130.2	115.3	103.3	98.4	178.3	105.4	114.8	124.8	148.5	164.9	245.7	207.2	117.7	195.7	151.0	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	124.3	195.7			
12	179.6	132.4	116.0	104.3	99.8	175.0	107.6	115.7	125.3	147.0	161.3	244.2	203.8	128.2	195.7	151.0	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	128.2	195.7			
1938. 1	177.3	132.3	118.0	104.3	99.8	177.1	113.2	117.0	128.9	145.1	159.5	262.3	203.8	128.2	195.7	151.0	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	128.2	195.7			
2	180.4	138.7	122.5	109.2	99.8	177.1	113.2	117.0	128.9	145.1	159.5	262.3	203.8	128.2	195.7	151.0	156.2	151.1	278.3	203.8	203.8	128.2	195.7			
1937. 2	212.4	134.5	113.9	108.4	98.1	143.7	94.9	106.0	122.8	168.2	162.2	291.3	248.9	123.8	130.8	167.2	167.2	136.7	183.3	204.4	204.4	98.7	124.4			
1936. 2	152.2	100.9	107.1	89.3	93.4	91.9	96.0	95.2	101.7	113.5	128.8	136.7	204.4	98.7	124.4	136.7	136.7	136.7	136.7	136.7	136.7	136.7	136.7			

(30) 滿洲國貿易表 (單位國幣千圓)

年月	貨										物				金銀	
	總計	日本及朝鮮	支那	米	國產	獨逸	總計	日本及朝鮮	支那	米	國產	獨逸	輸出	輸入		
1937. 7	41,406	63,236	21,830	19,206	48,448	9,524	3,410	1,661	3,445	4,911	1,039	205	—	—		
8	39,147	67,279	28,132	17,177	48,060	3,976	3,384	2,338	3,891	6,869	1,101	19	—	—		
9	33,044	74,310	41,266	15,710	57,622	5,118	2,500	1,226	3,569	2,188	846	—	—	—		
10	38,917	91,806	52,889	18,183	67,077	6,780	1,889	896	5,037	2,919	1,181	—	—	—		
11	48,449	86,020	37,571	22,131	66,431	9,898	1,192	1,418	5,803	3,956	1,322	—	—	—		
12	86,063	96,995	10,932	47,132	72,125	14,624	2,452	1,627	9,182	9,908	3,462	—	—	—		
1936. 12	75,747	60,612	15,135	31,273	46,120	16,829	4,751	1,033	1,390	7,091	569,2010	—	—	—		
1936. 12	40,298	49,407	9,109	22,330	36,716	5,786	5,096	974	1,649	2,837	767	—	—	—		
1936. 1-12	645,297	896,412	251,115	321,511	666,269	51,496	138,453	18,674	57,523	62,052	17,2782,643	—	—	—		
累計	602,759	691,889	89,130	285,989	534,630	128,517	47,744	16,356	23,736	50,377	13,024,18,142	—	—	—		

(34) 全國銀行預金貸出現在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	普 通 銀 行 (11年9月以降は合併後の第百銀行を算入)										
	預 金					貸 出					
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	合計 (其他共)	證書貸付	手形貸付	當座貸越	割引手形	合計	
12. 8	1,436,104	2,253,141	629,075	6,727,089	11,535,517	796,090	4,543,351	961,390	1,164,201	7,465,032	268,715
9	1,462,550	2,266,627	688,646	6,741,853	11,643,682	798,964	4,597,373	936,850	1,156,548	7,489,735	276,299
10	1,391,864	2,287,266	690,932	6,767,663	11,627,318	793,629	4,628,675	955,851	1,176,401	7,554,556	293,317
11	1,589,549	2,310,599	696,231	6,778,645	11,851,331	794,906	4,678,049	970,664	1,170,367	7,613,986	305,532
12	1,770,469	2,443,342	826,564	6,855,415	12,352,408	784,099	4,766,452	914,417	1,247,319	7,712,287	489,883
13. 1	1,613,893	2,466,464	775,009	6,908,417	12,228,096	772,093	4,778,581	947,828	1,182,394	7,680,896	407,946
2	1,679,279	2,459,218	761,240	7,006,434	12,373,867	782,101	4,772,783	946,599	1,161,244	7,662,727	451,644
3	1,725,602	2,452,595	798,169	7,093,983	12,530,342	781,548	4,790,525	953,947	1,212,427	7,738,447	488,677
12. 3	1,468,086	2,205,132	624,500	6,405,733	11,261,074	843,702	4,176,530	878,274	1,136,782	7,035,288	367,658
11. 3	1,089,080	1,873,528	512,319	5,999,033	9,758,401	800,061	3,632,963	780,959	832,908	6,046,891	291,855

(35) 全國銀行有價證券、預金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	特 別 銀 行 (日銀を含む)											
	預 金					貯 蓄 銀 行						
	當座預金	特別當座	通知預金	定期預金	日銀取預金(其他共)	貸出合計	コーポレーション	普通及V据置貯金	定期積金	預金合計	貸出合計	
12. 8	210,166	163,603	56,106	675,639	355,083	1,677,242	3,700,913	74,911	1,345,233	654,746	2,017,849	246,972
9	181,931	168,732	94,944	672,793	317,043	1,681,692	3,657,506	69,658	1,357,216	663,996	2,038,281	251,720
10	164,187	165,170	106,329	676,209	335,398	1,715,917	3,677,262	91,067	1,368,200	672,258	2,057,457	246,703
11	172,143	167,420	97,051	676,734	335,043	1,584,296	3,693,312	146,038	1,377,340	676,528	2,070,792	245,554
12	228,759	172,662	73,069	680,637	302,144	1,711,270	3,676,867	151,385	1,414,794	684,323	2,116,840	253,025
13. 1	187,183	169,952	70,639	690,161	416,421	1,690,808	3,676,381	64,795	1,444,694	687,204	2,149,512	252,204
2	195,008	174,361	79,396	693,780	493,691	1,286,561	3,665,563	43,245	1,462,063	694,112	2,174,123	246,464
3	183,799	175,078	129,777	698,645	407,804	1,532,352	3,220,664	47,223	1,475,449	702,092	2,196,034	250,388
12. 3	185,998	167,027	54,323	667,682	415,686	1,651,936	3,538,781	66,976	1,273,012	605,865	1,898,182	240,206
11. 3	138,059	152,098	28,081	647,074	517,030	1,601,892	3,683,282	49,644	1,309,602	746,527	2,075,511	319,969

(35) 全國銀行有價證券、預金及現金在高 (大藏省調) (單位千圓)

年月末	特 別 銀 行 (日銀を含む)											
	國 債					地 方 債						
	國債	地方債	社債株式	有價證券合計	預金	現金	國債	地方債	社債株式	有價證券合計	預金	現金
12. 7	1,096,333	17,890	136,041	1,482,802	80,934	305,428	2,521,762	350,692	1,735,309	4,712,727	277,598	518,172
8	961,543	21,295	136,195	1,351,571	81,397	73,780	2,429,483	343,051	1,757,936	4,635,715	270,257	640,979
9	864,780	21,152	137,253	1,249,462	87,019	67,844	2,476,288	339,960	1,761,971	4,683,341	273,631	636,560
10	995,718	23,393	137,830	1,381,344	80,901	77,444	2,489,659	338,736	1,763,138	4,696,404	250,539	496,014
11	1,008,042	24,485	139,301	1,395,686	83,299	87,946	2,485,062	336,709	1,760,791	4,687,339	251,296	693,455
12	1,729,060	24,161	135,614	1,107,866	99,770	49,382	2,499,554	328,215	1,716,168	4,645,532	303,260	692,487
13. 1	1,547,370	23,809	135,915	1,926,056	99,090	46,918	2,696,056	328,293	1,717,011	4,843,466	306,056	743,339
2	1,514,467	24,151	136,038	1,893,361	99,844	55,653	2,761,677	326,160	1,723,669	4,913,111	287,317	723,539
3	1,536,583	23,512	137,347	1,918,424	100,983	63,875	2,847,298	321,759	1,756,831	5,046,167	278,853	693,959
12. 3	997,141	18,289	120,032	1,377,554	108,341	311,444	2,621,739	375,130	1,726,869	4,827,366	294,533	486,645
11. 3	838,271	23,717	134,583	1,265,029	123,876	299,041	2,501,028	345,506	1,646,513	4,585,953	294,533	486,645

(36) 東京及大阪市中金利率表 (月中平均)(東洋經濟調)(錢)

年月末	貯 蓄 銀 行				普 通 銀 行							
	國 債		地 方 債		國 債		地 方 債					
	國債	地方債	國債	地方債	國債	地方債	地方債					
12. 7	1,080,734	81,821	494,530	154,420	22,537	12. 7	0.73	0.72	1.03	1.03	1.30	1.35
8	1,087,066	82,311	502,687	150,707	24,174	12. 8	0.78	0.78	1.03	1.03	1.30	1.35
9	1,096,823	81,863	509,101	156,309	25,551	12. 9	0.66	0.71	1.03	1.03	1.30	1.35
10	1,121,617	81,944	516,217	149,537	23,446	12. 10	0.71	0.73	1.03	1.03	1.30	1.35
11	1,132,478	82,119	522,303	143,401	23,398	12. 11	0.71	0.72	1.03	1.03	1.30	1.35
12	1,145,041	81,597	528,082	168,247	27,397	12. 12	0.68	0.70	1.03	1.03	1.30	1.35
13. 1	1,164,529	84,482	545,813	161,415	23,586	13. 1	0.66	0.66	1.03	1.01	1.30	1.35
2	1,182,490	85,411	562,982	152,328	23,453	13. 2	0.67	0.68	1.00	1.00	1.30	1.35
3	1,194,970	85,107	573,405	152,786	22,195	13. 3	0.68	0.68	1.00	1.00	1.30	1.35
12. 3	1,048,193	71,045	447,048	154,148	20,736	12. 3	0.77	0.77	1.00	1.05	1.30	1.35
11. 3	1,107,827	60,000	480,692	200,359	21,191	11. 3	0.79	0.79	1.03	1.03	1.30	1.45

(37) 全國信託會社信託勘定表 (信託協會調) (單位千圓)

年月末	資				產			負			債		合計
	有證券	貸付有證券	手形及書付	不動產及當付	其他貸付	預金及現金	合計(其他共)	金錢信託	其他の信託	有證券の信託	金錢權信託	其他の信託	
12. 9	1,147,677	46,250	338,195	284,844	457,441	31,424	2,357,524	1,874,498	8,630	431,645	7,364	35,736	2,357,874
10	1,157,605	49,903	351,848	285,974	452,458	26,064	2,373,888	1,879,302	8,548	443,010	7,415	35,951	2,374,228
11	1,158,156	47,347	361,714	287,652	439,641	47,373	2,396,562	1,886,416	8,731	457,661	8,026	35,729	2,396,562
12	1,141,735	53,104	382,074	286,326	446,967	36,552	2,398,130	1,865,480	8,690	480,432	7,909	35,620	2,398,130
13. 1	1,154,568	48,756	384,686	284,308	448,621	34,414	2,404,158	1,866,014	8,546	486,661	7,952	34,985	2,404,158
2	1,162,386	47,278	390,640	284,981	461,548	30,938	2,427,753	1,875,691	8,426	500,490	8,016	35,080	2,427,703
3	1,184,127	42,991	401,396	285,781	473,912	34,456	2,475,564	1,895,834	8,817	524,313	8,045	38,525	2,475,534
12. 3	1,129,071	31,836	339,542	275,456	420,889	29,015	2,275,597	1,855,541	8,380	370,395	4,613	35,710	2,274,639
11. 3	1,015,975	30,530	293,952	254,919	402,451	41,094	2,085,501	1,775,551	9,089	262,077	6,017	32,667	2,085,400

(38) 郵貯金現在表

年月	月末現在 (千圓)		年月	簡易保險 (千圓)		年月末	郵便年金 (千圓)		生命費兵傷害	火災	海上	其他
	普通貯金	振替貯金		新契約	月末現在約		新契約	月末現在約				
12. 8	3,575,878	89,157	12. 8	35,649	3,954,939	155	31,435	16,043.0	38,022.6	4,541.7	589.8	
9	3,616,762	90,991	9	61,678	4,001,765	193	31,515	15,994.3	38,355.0	4,664.5	538.5	
10	3,662,829	100,426	10	72,951	4,058,561	256	31,633	16,411.8	39,701.3	4,740.3	584.6	
11	3,678,101	114,848	11	58,923	4,100,171	254	31,753	16,578.8	39,040.2	4,720.9	527.1	
12	3,685,692	101,835	12	43,938	4,126,270	282	31,930	16,762.8	39,113.4	4,818.9	557.5	
13. 1	3,685,692	116,567	13. 1	33,477	4,143,214	127	31,933	16,946.6	39,181.9	4,765.6	623.2	
2	3,774,083	97,476	2	43,064	4,172,674	136	31,961	17,080.1	39,414.5	4,803.6	660.8	
3	3,798,765	104,496	3	45,518	4,202,815	158	32,002	17,246.7	32,375.5	5,504.6	594.9	
12. 3	3,397,698	88,137	12. 3	22,705	3,637,644	97	30,404	14,966.9	36,413.4	4,195.1	571.8	
11. 3	3,155,315	77,632	11. 3	18,436	3,227,448	158	27,443	13,030.4	35,522.4	3,546.8	560.7	

(39) 簡易保險及郵便年金表

(40) 內國諸保險月末現在契約高表 (百萬圓)

(41) 公社債發行並現在高 (日銀調) (單位千圓)

年月	國債 (內債)		大藏省證券		米穀證券		地方債 (內債)		銀行債 (內債)		會社債 (內債)	
	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在	發行高	月末現在
12. 11	200,069	9,976,799	107,000	411,000	563	2,342,729	252,131	2,148,173	158,000	2,283,267	48	3,211,561
12. 12	608,353	10,585,150	257,151	422,151	5,825	2,334,346	158,000	2,283,267	2,308	2,276,459	—	3,151,367
13. 1	300,568	10,885,719	57,980	422,131	2,051	2,336,141	18,584	2,284,670	18,584	2,284,670	10,000	3,156,489
2	300,629	11,186,348	119,428	434,560	6,681	2,342,140	36,627	2,278,367	2,278,367	2,278,367	52,731	3,174,031
3	330,624	11,516,973	249,533	451,094	5,328	2,318,897	36,627	2,278,367	2,278,367	2,278,367	53,150	3,122,279
12. 3	185,136	9,257,550	—	—	—	—	52,616	1,856,042	26,863	1,885,190	30,500	3,043,792
11. 3	407,916	8,522,439	—	—	—	—	14,060	1,885,190	57,519	1,885,190	62,731	3,043,792
1-3 累計	931,822	—	414,692	—	—	—	78,001	—	71,407	—	53,150	—

(42) 東京株式取引所主要株式及公債各月平均相場 (單位圓)

銘柄	新東		大株新		鐘紡		郵船		滿業		鋼管		東電燈		滿鐵		甲號		一四		回三分		英貨五分半		東京米貨六分利半								
	37.5圓	25.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	50.0圓	五分利	四分利	三分	倫敦(磅)	東京(圓)	紐育(那)	東京(圓)	倫敦(磅)	東京(圓)	紐育(那)	東京(圓)								
12. 8	136.29	75.52	244.62	76.00	69.23	94.45	52.12	54.00	101.08	100.84	98.00	70.1	1,800	85.3	368																		
9	139.27	76.80	226.38	76.81	66.24	94.13	51.91	52.92	101.20	100.82	98.15	65.5	1,742	80.5	353																		
10	144.50	80.80	234.17	79.53	67.05	93.42	53.88	54.58	101.68	101.42	98.35	57.7	1,750	72.0	358																		
11	152.86	83.77	238.28	77.87	75.35	94.65	54.87	54.67	101.72	101.38	98.38	63.6	1,742	78.7	360																		
12	170.96	98.90	281.97	83.81	84.64	99.41	53.38	55.61	101.76	101.63	98.45	52.9	1,745	76.6	360																		
13. 1	168.57	95.58	277.86	82.90	86.15	105.30	54.28	56.22	102.40	102.10	98.54	54.4	1,747	74.0	365																		
2	168.43	94.39	282.37	81.48	88.03	110.65	54.09	56.63	102.69	102.19	98.60	57.3	1,750	75.7	364																		
3	166.00	92.80	272.07	77.41	87.47	108.17	54.97	59.07	102.81	102.12	98.51	80.4	1,840	91.5	392																		
12. 3	164.75	99.83	289.77	87.21	87.83	125.66	59.31	61.62	100.81	102.02	98.20	76.3	1,840	96.1	409																		
11. 3	130.90	77.16	211.81	68.83	70.83	105.88	56.99	58.44	102.21	99.31	—	—	1,780	—	—																		

(44) 銀行會社計畫資本 (日銀調) (單位千圓)

Table showing bank and society capital plans from 1928 to 1933. Columns include month/year and 1-3 month cumulative totals. Rows list various financial institutions like 保險業, 倉庫, 鐵道, etc.

(45) 公社債及株式擔込金調 (勸銀調) (單位千圓)

Table showing public bonds and stock-backed funds from 1928 to 1933. Columns include month/year and 1-3 month cumulative totals. Rows list types of bonds like 國債, 地方債, etc.

(46) 東京市場為替相場 (期正雜) (單位千圓)

Table showing exchange rates for the Tokyo market from 1928 to 1933. Columns include month/year and average rates. Rows list exchange rates for 100圓, 1圓, etc.

(47) 帝國外國貿易月報 (單位千圓)

Table showing monthly trade reports for the Empire and Foreign Countries from 1928 to 1933. Columns include month/year, domestic trade, and foreign trade. Rows list trade values for various categories like 粗製食品, 原料品, etc.

(50) 本邦輸出入重要品別表 (單位千圓) *印發表停止

Table with columns for 品目 (Commodity), 13年 (1926), 13年1-3月累計 (1926 1-3 months cumulative), 12年 (1925), and 12年1-3月累計 (1925 1-3 months cumulative). Rows include various agricultural and industrial products like 麥類 (Cereals), 食糧 (Foodstuffs), 油類 (Oils), etc.

(51) 主要事業の生産制限率一覽 (東洋經濟調査)

Table showing production restriction rates for various industries from 1924 to 1926. Columns include 年月 (Year/Month), 紡績 (Spinning), 絹紡 (Silk spinning), 晒粉 (Drying), 洋紙 (Paper), 毛絲 (Wool), 洋灰 (Cement), and 石灰 (Lime). Rows are numbered 11, 12, 13.

(52) 重要品生産額一覽表

Table showing production amounts for various commodities from 1924 to 1926. Columns include 年月 (Year/Month), 銅 (Copper), 石炭 (Coal), 石油 (Petroleum), 硫黃 (Sulfur), 金 (Gold), and 銀 (Silver). Rows are numbered 11, 12, 13.

(備考) *印入絹は10月以降一萬圓以上の會員。(52)肥料は過磷酸、硫酸、石灰窒素の合計。*印は發表禁止。*印1-6月迄

(53) 横濱及神戸生絲集散 (單位俵)				(54) 米國生絲集散調 (單位俵)							
年月	月初在荷	入荷高	賣行高	内地行	年月	11年度	12年度	總額		日本	
								月初在荷	輸入高	消費高	月初在荷
11年度	16,175	571,174	535,732	45,238	11年度	30,139	493,889	483,742	25,095	453,930	444,134
12. 10	20,616 ^{1/2}	50,047	49,092	2,291 ^{1/2}	12. 10	40,834	32,879	36,002	36,619	31,623	35,088
12. 11	23,913	51,520 ^{1/2}	45,106 ^{1/2}	3,117 ^{1/2}	12. 11	45,424	36,339	31,749	40,667	34,737	30,687
12. 12	26,308 ^{1/2}	48,824	41,565	4,863 ^{1/2}	13. 1	49,535	26,093	21,982	44,969	25,394	21,092
13. 1	23,099 ^{1/2}	29,817	30,643 ^{1/2}	2,382 ^{1/2}	13. 2	48,678	29,858	30,715	44,618	29,137	29,488
13. 2	21,360	33,011 ^{1/2}	30,065 ^{1/2}	4,305 ^{1/2}	13. 3	43,834	25,416	30,260	40,100	24,501	29,019
13. 3	20,341 ^{1/2}	43,028	36,904 ^{1/2}	5,022	12. 3	36,326	27,376	34,884	32,264	24,399	32,235
12. 3	16,827	43,711	39,062 ^{1/2}	3,874	12. 3	41,731	32,257	39,934	34,216	29,200	35,983
11. 3	20,213	38,516	33,570	6,120	11. 3	53,689	25,009	36,000	46,023	24,425	34,354
6月以 後累計	445,388 ^{1/2}	445,388 ^{1/2}	401,402 ^{1/2}	32,918	6月以 後累計	317,727	340,703	340,703	370,774	303,381	305,651
11. 12	460,833	430,967	430,967	33,447 ^{1/2}	11. 12	405,222	403,557	403,557	370,774	370,774	370,413

(55) 人造絹絲需給 (函)				(56) 綿絲需給表 (紡績聯合會調) (單位捆)								
年月	生産	輸入	輸出	年月	生産高	輸入高	輸出高	紡績會社		月末在荷		推定市場 供給量
								自家消費	販神	東京	名古屋	
12. 9	270,001	49	57,691	12. 9	350,030	595	13,351	86,004	12,440 ^{1/2}	4,283 ^{1/2}	8,181 ^{1/2}	251,771 ^{1/2}
12. 10	285,548	102	77,894	12. 10	336,900	407	14,736	86,575	12,161	3,456 ^{1/2}	7,684	237,600 ^{1/2}
12. 11	275,909	14	48,671	12. 11	330,281	509	12,679	81,524	13,242	4,197 ^{1/2}	9,261 ^{1/2}	233,187 ^{1/2}
12. 12	231,594	—	34,528	12. 12	274,764	230	14,598	76,415	10,613	4,134 ^{1/2}	6,247 ^{1/2}	189,687 ^{1/2}
13. 1	210,328	12	15,714	13. 1	263,283	342	9,615	75,128	8,282 ^{1/2}	3,262 ^{1/2}	4,422 ^{1/2}	183,909 ^{1/2}
13. 2	209,034	72	25,589	13. 2	252,517	250	8,010	72,310	6,497 ^{1/2}	1,962 ^{1/2}	3,469 ^{1/2}	176,484 ^{1/2}
13. 3	212,782	11	26,404	13. 3	257,656	245	7,667	77,278	7,033 ^{1/2}	1,947 ^{1/2}	4,147 ^{1/2}	171,753 ^{1/2}
12. 3	264,852	32	36,205	12. 3	325,890	1,204	9,699	84,926	6,758 ^{1/2}	3,137 ^{1/2}	6,747 ^{1/2}	232,506 ^{1/2}
11. 3	201,066	5	47,872	11. 3	293,818 ^{1/2}	957	11,847	78,096	9,965	7,701	6,778	198,011 ^{1/2}
1-3 累計	632,144	95	67,707	1-3 累計	774,216	837	25,292	224,716	9,965	7,701	6,778	532,153
12. 12	773,302	109	97,705	12. 12	981,750	3,196	23,694	256,646	256,646	23,694	699,697	699,697

(57) 綿布集散調 (紡績聯合會調)				(58) 綿織物業散調					
年月	生産高	輸出高 (貿易月表調)		月未 在荷	名古屋	産額 (商工整理)		輸出高 (大織)	
		生地綿布	晒綿布			廣幅物	小幅物		特別雜物
12. 11	156,939	75,008	43,888	125,835	34,446	6,996	6,149	87,199	46,345
12. 12	151,816	81,915	63,737	118,690	30,979	8,061	6,188	85,167	51,846
13. 1	145,054	54,904	40,404	100,019	34,439	9,798	6,336	85,795	32,592
13. 2	113,953	59,879	41,078	76,762	26,099	13,407	7,486	88,563	37,150
13. 3	116,003	86,850	56,390	59,297	26,482	10,256	6,521	86,588	48,667
12. 3	157,384	64,056	60,496	98,514	12,779	9,881	6,653	87,579	49,708
11. 3	148,985	97,769	48,771	85,125	18,980	8,453	5,078	70,318	40,382
1-3 累計	375,010	201,633	137,872	576,959	18,980	33,461	20,343	269,946	118,409
12. 12	471,297	183,859	153,884	633,197	207,852	26,833	17,759	252,444	129,631

(59) 蠶繭商相場																
年月	來			棉 (一封度)			繭			生						
	最 高	先 物	最 低	最 高	先 物	最 低	大 阪	先 限	最 均	最 高	先 限	最 均	百 中 D 平均	最 高	先 限	最 低
12. 9	9.60	8.37	8.46	246.80	223.70	236.85	804.0	754.0	783.0	824.0	866.0	828	1.77	1.65	1.51	1.47
12. 10	8.40	8.10	8.05	228.10	213.40	222.72	758.0	696.0	724.0	768	768	768	1.64	1.51	1.41	1.43
12. 11	8.26	7.90	7.79	234.90	217.80	225.18	729.0	648.0	693.0	719	719	719	1.49	1.49	1.43	1.45
13. 1	8.67	8.40	8.38	240.10	230.10	235.23	710.0	665.0	689.3	687	687	687	1.48	1.48	1.42	1.45
13. 2	8.85	8.50	8.51	238.30	226.00	232.22	697.0	667.0	684.0	707	707	707	1.56	1.53	1.45	1.45
13. 3	9.50	8.74	8.51	237.00	225.90	231.27	743.0	682.0	714.2	713	713	713	1.56	1.53	1.45	1.45
12. 3	9.39	8.65	8.60	231.40	214.50	224.43	734.0	678.0	716.0	909	909	909	2.01	2.01	1.79	1.79
12. 3	13.80	12.05	13.50	267.20	238.70	258.90	896.0	824.0	866.0	824.0	866.0	828	2.01	2.01	1.79	1.79
11. 3	10.36	10.05	11.20	194.90	185.70	191.48	816.0	671.0	731.0	731.0	749	749	1.63	1.63	1.45	1.45

年月	人絹 (100封度)		漆毛 (一封度)		純鐵 (一英吋)		鋼丸 (百廷)		日本鋼統制組建值		紐育鋼 (一封度)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
12. 8	73	64	39.5	39.5	88.50	88.50	24.00	23.00	130.55	122.80	126.54	14.80
12. 9	70	68	38.0	33.0	88.50	88.50	24.00	23.50	124.00	111.15	120.44	13.85
12. 10	70	65	33.0	30.0	90.50	88.50	23.80	22.50	109.65	97.05	103.43	12.12
12. 11	69	63	30.0	30.0	90.50	90.50	22.80	22.00	110.00	106.85	109.51	10.80
13. 1	75	66	30.0	30.0	90.50	90.50	24.00	24.00	110.00	110.00	110.00	9.60
13. 2	76	74	30.0	26.5	90.50	90.50	24.00	23.50	110.00	110.00	110.00	9.75
13. 3	77	73	26.5	26.5	90.50	90.50	22.50	21.50	110.00	110.00	110.00	10.30
12. 3	86	78	38.0	31.0	65.20	65.20	22.20	18.50	154.00	140.95	149.12	10.10
11. 3	65	61	31.0	31.0	56.70	56.50	9.70	8.50	84.05	82.70	83.50	9.45

年月	正米 (一石)		內地小麥 (百斤)		先		李甫小麥 (一封度)		東京製粉 (一袋)		精糖 (百斤)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
12. 8	33.20	31.40	9.40	8.40	1.18	1.08	106	96	4.61	4.21	22.70	21.55
12. 9	33.50	32.50	9.30	8.55	1.02	1.02	106	97	4.62	4.30	21.50	21.30
12. 10	33.50	32.60	9.90	9.40	0.90	0.90	104	97	4.88	4.58	21.60	21.30
12. 11	34.00	33.60	10.00	9.80	0.82	0.82	99	89	4.88	4.65	21.75	21.30
13. 1	34.20	32.90	10.00	9.80	0.88	0.84	92	87	4.91	4.70	23.55	21.80
13. 2	33.40	32.90	10.30	10.00	0.91	0.85	93	88	4.93	4.85	23.35	23.25
13. 3	33.60	32.90	10.55	10.10	0.91	0.87	91	86	5.05	4.91	23.25	22.30
12. 3	34.20	33.60	10.55	10.10	0.89	0.81	87	78	5.03	4.88	22.30	19.90
12. 3	32.20	30.90	10.10	9.60	1.26	1.11	119	105	5.15	4.43	23.10	22.30
11. 3	30.30	29.90	8.30	8.25	0.89	0.84	76	73	3.64	3.45	20.85	20.25

(59) 糖 商 品 相 場 (續)

年月	砂		糖 (百斤)		爪哇糖 (一擔)		豆		新嘉坡現物買		海 外		倫敦現物買	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
12. 8	13.99	12.72	6.1500	6.1500	5.500	5.220	2.985	2.030	30	29	1	9	8	
12. 9	12.69	12.39	6.1500	6.1500	5.070	4.930	2.280	2.015	31	28	1	9	8	
12. 10	12.31	11.97	6.1500	6.1500	5.310	5.110	2.280	2.140	29	24	1	9	7	
12. 11	12.24	11.92	6.1500	5.5000	5.480	5.150	2.225	2.120	25	22	1	7	6	
13. 1	12.78	12.30	5.4000	5.4000	5.220	5.050	2.260	2.155	25	22	1	7	6	
13. 2	12.96	12.72	5.4000	5.4000	5.170	5.000	2.180	2.125	24	22	1	7	6	
13. 3	12.99	12.76	4.5000	4.4000	5.050	5.000	2.180	2.045	24	22	1	7	6	
12. 3	14.10	13.21	5.4000	5.2000	4.900	4.900	2.390	2.170	45	36	1	13	10	
11. 3	12.53	11.80	6.0025	6.0025	4.220	3.950	1.770	1.700	26	25	1	7	7	

(60) 全國生計費指數 (朝日新聞調) 大正3年7月=100

年月	類 別 指 數				總 指 數	年月 (15日動)	食料品	燃料	服 用 品	其 他	總 平 均
	飲食費	住居費	光熱費	被服費							
12. 9	184	233	200	168	194	195	197	215	131	174	178
12. 10	184	233	208	169	194	195	200	223	131	174	179
12. 11	183	233	214	169	195	196	198	241	131	176	180
12. 12	186	233	217	171	195	198	201	243	131	179	182
13. 1	188	233	224	172	195	199	204	241	131	183	185
13. 2	189	233	225	182	195	201	205	249	154	183	190
13. 3	190	231	226	191	196	203	205	249	157	189	193
12. 3	176	233	191	168	185	190	190	203	132	165	171
11. 3	173	233	185	149	183	185	186	197	110	150	160

(61) 東京小賣物價指數 (日本銀行調) 大正3年7月=100

年月	食料品	燃料	服 用 品	其 他	總 平 均
12. 9	197	215	197	174	178
12. 10	200	223	200	174	179
12. 11	198	241	198	176	180
12. 12	201	243	201	179	182
13. 1	204	241	204	183	185
13. 2	205	249	205	183	190
13. 3	205	249	205	189	193

(62) 勞働人員及賃銀統計 (日銀調) (大正15年=100)

年月	勞働人員		賃額		賃金		實收賃金		
	總計	實數	總計	實數	總計	實數	總計	實數	
12. 11	1,451,535	123.3	797,268	144.1	83.0	136.6	83.8	69.0	76.7
12. 11	1,428,596	123.2	802,302	145.2	83.3	137.1	84.0	69.1	77.3
13. 1	1,445,429	122.9	815,161	146.2	83.8	136.8	84.6	69.5	76.5
12. 1	1,251,205	109.0	668,733	124.2	81.5	133.7	82.2	67.6	72.6
11. 1	1,122,354	100.8	584,759	112.2	81.0	133.1	82.0	67.0	70.5

(63) 工場職工異動調 (當時職工五十人以上を使用する工場に付社會局の調査せるもの)

年月	解雇		雇入		職工數計		月末現在	
	工場數	人員	工場數	人員	男	女	男	女
12. 10	4,735	42,612	37,362	79,974	5,137	65,034	37,406	102,440
11	5,501	37,715	34,806	72,521	5,099	63,987	37,024	101,011
12	5,426	43,810	91,773	135,583	4,441	47,585	28,328	75,913
11. 12	5,001	26,539	86,947	113,486	3,981	31,399	26,741	58,140

(64) 鑛山勞働者異動調 (人)

年月	解雇		雇入		職工數計		月末現在	
	工場數	人員	工場數	人員	男	女	男	女
12. 10	22,399	26,452	313,733	537	16,206	11,004	23,459	11,797
11	19,448	25,974	320,519	547	16,256	11,824	21,464	10,768
12	16,847	25,782	329,705	554	14,846	11,622	17,969	10,148
13. 1	21,855	27,589	336,333	648	17,094	9,867	29,059	24,926
2	22,646	25,524	339,720	592	10,853	5,716	37,015	19,989
12. 2	16,310	18,802	291,668	514	10,853	5,716	37,015	19,989

(65) 解雇職工歸農歸工歸調 (社會局調)

年月	歸農		歸工		歸他		未業者		不詳		合計
	人員	其他	人員	其他	人員	其他	人員	其他	人員	其他	
12. 11	1,574	6,061	3,543	931	4,402	16,230	83,098	4,402	16,230	83,098	
12. 12	2,220	7,391	4,517	251	4,007	15,655	79,974	4,007	15,655	79,974	
13. 1	1,552	6,573	3,507	58	3,906	14,030	72,521	3,906	14,030	72,521	
12. 1	2,051	7,829	4,650	351	3,395	21,242	135,583	3,395	21,242	135,583	
12. 年中	13,267	41,131	21,654	2,663	25,293	14,620	113,486	25,293	14,620	113,486	
11. 年中	16,135	52,952	30,248	1,926	25,293	14,620	113,486	25,293	14,620	113,486	

(66) 勞働爭議統計 (內務省社會局調)

年月	參加人員		爭議總件數		業種別爭議件數		要求事項別爭議件數		業種別爭議件數		要求事項別爭議件數	
	(單位人)	(單位件)	(單位人)	(單位件)	化學工業	染織工業	賃金増額	賃金減額	賃金増額	賃金減額	賃金増額	賃金減額
12. 12	1,021	44	3	5	5	5	7	3	3	3	3	
13. 1	2,418	67	7	11	11	11	20	3	3	3	3	
12. 2	3,170	64	15	12	12	12	24	2	2	2	2	
12. 年中	14,631	217	43	33	33	33	42	6	6	6	6	
11. 年中	21,611	2,106	394	286	286	286	70	7	7	7	7	
11. 年中	90,311	1,922	408	315	315	315	129	1	1	1	1	

(67) 小作爭議統計 (內務省社會局調)

年月	關係地主・小作人		關係耕地面積		田畑		畑計		其他	
	(單位人)	(單位人)	(單位町)	(單位町)	田	畑	田	畑	田	畑
12. 11	1,574	6,061	3,543	931	4,402	16,230	83,098	4,402	16,230	83,098
12. 12	2,220	7,391	4,517	251	4,007	15,655	79,974	4,007	15,655	79,974
13. 1	1,552	6,573	3,507	58	3,906	14,030	72,521	3,906	14,030	72,521
12. 1	2,051	7,829	4,650	351	3,395	21,242	135,583	3,395	21,242	135,583
12. 年中	13,267	41,131	21,654	2,663	25,293	14,620	113,486	25,293	14,620	113,486
11. 年中	16,135	52,952	30,248	1,926	25,293	14,620	113,486	25,293	14,620	113,486

(68) 本邦失業狀況推定概要 (内務省社會局)

年月	給料生活者		勞働者		其他		計		
	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %	調査人口 千人	失業率 %	
12. 6	1,838	64	1,783	141	4,298	95	7,920	300	3.79
7	1,859	63	1,868	142	4,386	94	8,113	299	3.68
8	1,838	62	1,822	136	4,235	87	7,895	285	3.60
9	1,815	60	1,840	131	4,229	86	7,884	277	3.52
10	1,858	59	1,827	132	4,262	85	7,983	277	3.47
11	1,857	58	1,863	130	4,274	82	7,995	270	3.37
12	1,859	59	1,864	130	4,289	82	8,012	270	3.37
11. 12	1,829	66	1,839	155	4,251	103	7,919	323	4.08
10. 12	1,787	68	1,816	170	4,175	114	7,778	351	4.52

(69) 各國失業總計 (國際聯盟調)

年月	獨逸		英國 (獨逸失業除加入者)		佛蘭西		加奈陀		米國		埃大和		丁抹		波蘭 (露威島)		白耳義	
	失業登錄數 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	一部失業 千人	失業率 %	求職者 千人	求職者 千人	失業率 %	求職者 千人	求職者 千人	求職者 千人	求職者 千人	全體失業 千人	失業率 %	全體失業 千人	失業率 %	
1937. 8	509	2.5	1,148	8.6	209	1.6	335	76	20	262	259	76	259	9.9	88	9.8		
9	469	2.3	1,139	8.3	195	1.4	334	77	20	263	251	84	251	9.6	91	9.9		
10	502	2.5	1,215	8.9	180	1.3	348	80	19	278	263	96	263	9.8	92	10.1		
11	573	2.9	1,284	9.4	222	1.6	363	90	20	320	336	121	336	12.8	116	12.7		
12	995	5.0	1,339	9.8	326	2.4	394	77	20	369	470	169	470	17.6	136	14.9		
1938. 1	1,052	5.3	1,466	10.7	351	2.6	438	91	21	401	549	150	549	20.5	147	16.0		
2	946	4.8	1,467	10.7	341	2.5	444	..	21	401	..	145		
1937. 2	1,611	8.4	1,460	10.9	165	1.3	441	99	21	398	548	146	548	22.4	125	13.7		
1936. 2	2,515	13.5	1,752	13.3	264	2.0	529	89	21	416	489	140	489	21.5	168	18.7		

東京市

日本橋區本石町三丁目二、一

東洋經濟新報社

日本經濟年報編輯係

行

郵便はがき

二錢切手
貼用

を發表。

◇政府は東北振興兩社に社債元利

十三日(木)

◇電力國家管理、當局の原案發表

十六日(日)

◇ソ聯對伊債務支拂停止を發表す

昭和十三年第一四半期日誌

附錄 三一

(68) 本邦失業狀況推定概要 (内務省社會局)

送附 生涯表

勞働者

年

日本經濟年報愛讀者カード (32)

芳名	住所	貴下研究の題目	御購買の書店名	御愛讀の新刊名	第三十二輯に對する批判	第三十三輯に對する希望	業率 %
芳名	御住	貴下研究の題目	御購買の書店名	御愛讀の新刊名	第三十二輯に對する批判	第三十三輯に對する希望	3.79
							3.68
							3.60
							3.52
							3.47
							3.37
							3.37
							4.08
							4.52
							13.7
							18.7

本カードを用いて御批判御希望をお寄せ下さい。このカードは永久保存して時々本社の新刊書を推進致します。

たは一冊以來十九冊迄の題目次を載せてある内容見本は御申請次第郵送し

昭和十三年第一四半期日誌

(自昭和十三年一月一日至同三月三十一日)

一月

- 三日(月) 英本國植民大臣香港に戰時緊急令を公布す。
- 四日(火) 米大藏省は五百萬弗の對佛第七回金現送を行ふ。
- 諸威國立銀行公定割引歩合を四分から三分半に引下ぐ。
- 五日(水) 米・智暫定的通商協定成立す。
- 六日(木) 近衛、杉山、米内、廣田四相會議、重要外交問題につきて聲明を發表。
- 政府は東北振興兩社に社債元利

昭和十三年第一四半期日誌

- 拂保證をなすことに決定。
- 厚生大臣決定、木戸文相兼任。
- 伊太利海軍大擴張計畫を發表す
- 七日(金) 燐礦石共同購入割當方法決定す(十二年度各社消費費數基準)
- 厚生省官制全文發表さる。
- 九日(日) 臨時閣議を開催、外交根本策(抗日政權根絶)を決定す。
- 十一日(火) 日本ス・フ協會創立さる。
- 對支方針確立の御前會議開催。
- 厚生省開く。
- 青年學校義務制案、閣議で決定
- 十二日(水) 最高ソ聯邦會議開催さる。
- 十三日(木) 電力國家管理、當局の原案發表

- 資金調整基準、改正原案成る。
- 十四日(金) ショータン佛内閣總辭職を行ふ
- 佛政府、貴金屬取引を一時中止
- 陸軍々需監督官令公布さる。
- 松脂、アラビヤゴム、水銀につき東京外六府縣に暴利取締令發
- 十五日(土) 金屬製曲尺増産に統制命令發動
- 傷痕軍人保護對策審議會制公布さる。
- 國際勞働局脱退問題起る。
- 硫安小賣販賣最高價格發表さる
- 政府と大本營との間に連絡會議を開き、重要協議をとぐ。
- 期鮮に志願兵制を置くことに決定、四月三日から實施
- 國際勞働組合聯盟と第二インタは日貨排斥案を審議、原則的賛成を決定す。
- ソ聯對伊債務支拂停止を發表す
- 十六日(日)

◇爾後國府を對手とせずとの對支聲明を内閣より發表す。

十七日(月)

◇軍需工業動員法を發動し、軍需品工場の一部を管理。

十八日(火)

◇シヨータン佛新内閣生る。

◇ソ聯共産黨中央委員會は肅正工作の無用の犠牲回避決議を行ふ

◇大藏省爲替局に參與制を設置することに関議で決定。

◇資金調整標準改正案、委員會で可決す。

◇昨年十二月末迄の資金調整法施行実績發表さる。

◇新米出廻り調節に米百萬石買入を農林省發表。

◇鋼販聯で共販會社設立案を決定

◇外務省は川越大使に歸朝命令を發表す。

◇近衛首相は記者團に對し、長期戰の決意を披瀝す。

十九日(水)

◇商工省は二月中八日間の全体を全國機業(紡績織布を含む)に發令す。

◇當局は業者に對し綿絲の買占、賣惜に警告を發す。

◇棉花輸入統制料、七月以降全廢

◇メキシコ關稅改正さる。

二十日(木)

◇英蘭銀行は保證準備發行限度を二億二千萬磅より再び二億磅に戻す。

◇中華民國臨時政府關稅改正公布を發表す。

◇職業紹介所國營案要綱成る。

◇緊急地方長官會議開く。

◇商工省の輸入措置法改正案を貿易審議會で承認。

◇昭和十三年度の生絲標準價格、委員會の答申原案を可決。

廿二日(土)

◇十二年の全國米實收高六千六百三十萬石と農林省より發表。

廿三日(日)

◇國家總動員法案要綱並に農地調整法案全文を發表。

◇商工省は綿絲配給統制案を確立

廿四日(月)

◇ブルガリア内閣改造さる。

廿五日(火)

◇青島の幣制、金銀バーで實施。

廿六日(水)

◇支那事件公債(た號)三億圓を日銀、預金部引受で發行。

◇陸軍の臨時軍事費豫算は約三十億圓と省議で決定。

◇輸入措置法改正案全文を發表。

◇第一回金拂下げ四十萬圓を實行

◇簡保引上説に民間生保反對。

◇日本の小包取扱中止をソ聯、郵便聯盟に通告す。

廿七日(木)

◇日銀は短資市場對策として正金吸收短資を返済、同時に短資ブローカーの建値に干渉。

二月

一日(火)

◇人民戦線派學者三十二名檢舉。

◇蒙疆の石炭販賣、興中公司獨占

◇新增稅案の名稱を支那事變特別

稅とすることに省議で決定。

◇カナダ下院に三反日法案提出

◇北支關稅改正に抗議を提出すと

英外相下院で言明す。

二日(水)

◇日蘭協定成立す。

◇内地から朝鮮への綿、人絹交織

物輸入稅免除。

◇聯盟理事會對日決議を採擇す。

三日(木)

◇電力國家管理案に經聯反對表明

◇四日(金)

◇前駐英獨大使リツベントロツプ

氏獨外相に就任す。

◇獨經濟相にフンク氏任命さる。

五日(土)

◇原料ゴムの割當方法を輸入組合で決定。

六日(日)

◇全農と各地方組合合同し、大日本農民組合結成さる。

九日(水)

◇中支一帶の國民政府等財産を軍事管理に付す旨、陸海軍發表。

◇米新農業法案下院を通過す。

十日(木)

◇綿製品ス・フ等混用規則改正省

令公布、純綿廣巾織物の内地轉

轉賣を卸賣四月小賣七月から禁

止。

◇石油聯等が重油聯合會を結成。

十一日(金)

◇中國聯合準備銀行創立さる。

◇纖維工業の増新設に禁止的許可

制、十八日より實施に決定。

◇減刑令、復權令公布さる。

◇羅馬尼新閣成内立、戒嚴令布告

十二日(土)

◇英米佛の建艦通報要求に對し帝

◇傷夷軍人保護に新機關設置を委員會で答申す。

廿八日(金)

◇滿支間客貨車の直通新協定成り

三月一日より實施す。

廿九日(土)

◇總額三億圓に上る増稅案要綱發表さる。

◇人織、國用綿絲(混紡絲) 擦絲に最高價格制を適用す。

◇文官制改革要綱發表さる。

◇政府は硫安増產助成に方針決定

◇滿洲國鐵網類輸入許可制實施

卅日(日)

◇冀東政府中華民國臨時政府傘下への合流調印行はる。

- ◇ 國拒否の回答をなす。
- ◇ 硫安價格の嚴守を地方監督に通牒。
- ◇ 第二回綿業調整協議會で三月分の仕向別綿絲生産高を決定。
- ◇ 恩給法改正案要綱發表。
- 十四日(月)
- ◇ 米新農業法案上案を通過す。
- 十五日(火)
- ◇ 米不活動資金一部解放に決定。
- ◇ 英の國際平和聯盟對日ポイコツトを國民投票に問ふ事に決定。
- ◇ アルゼンチン新内閣成立す。
- 十六日(水)
- ◇ 提出豫定法案中簡易保險の最高限度七百圓に引上決定。
- ◇ 晒木綿小賣最高値段(東京)協定成り十七日より實施。
- ◇ 埃國新内閣改造され新内閣成立す。
- 十七日(木)
- ◇ 總額四十八億五千萬圓の臨時軍事費追加豫算、大藏省議で決定
- ◇ 生活必需品を主とする物價對策

- 意見案、經團聯より發表
- ◇ 農林省のバルブ増産計畫案成る
- ◇ 三多摩の防共護國團、政民兩黨本部に押掛く。
- 十八日(金)
- ◇ 硫安販賣會社で配給計畫を決定
- ◇ 總動員法案は原案を一部修正削除し閣議で決定。
- ◇ 對支田動部隊の一部交代、大本營陸軍部で決定發表。
- ◇ キング加奈陀首相、日本移民禁止法案に反對を表明す。
- 十九日(土)
- ◇ 企畫審議會設置、官制公布、原料ゴム不足で二月中五日間の休業をゴム工聯より發表す。
- 二十日(日)
- ◇ 日佛通商協定修正成り、パリに於て公文を交換す。
- ◇ イーデン英外相辭職す。
- ◇ 獨政府滿洲國を承認。
- 廿一日(月)
- ◇ 臺灣の工業鹽増産計畫を總務長

- 官談として發表す。
- ◇ ハリファックス樞相、英外相代理に任命さる。
- 廿二日(火)
- ◇ 健康保險醫百四十九名の大量處分を保險院で發表。
- ◇ 陸軍給與令改正、閣議決定、廿五日公布する豫定。
- ◇ 羊毛製品輸出協議會で輸出義務制採用に決定。
- 廿三日(水)
- ◇ 陸軍特別志願兵令公布、四月三日施行さる。
- ◇ 上海方面最高指揮官に松井大將親補さる。
- ◇ 日本海經濟聯盟設立す。
- 廿四日(木)
- ◇ 産業組合關係三法案、並に漁業組合法改正案、議會提出に決定
- ◇ 石炭聯合會で本年度需要を五千百萬噸と推定。
- ◇ アナコンダ銅山會社は三月支拂の四半期配當を普通株(額面五

- 十(弗) 一株につき廿五仙と發表す。前期配當五十仙に較べ二十五仙の減配。
- 廿五日(金)
- ◇ 晒綿布卸小賣とも最高價格引下
- ◇ 商工省に外局として臨時物資調整局を新設、事務當局方針發表
- 廿六日(土)
- ◇ 物品稅第一種の免稅點決定す。
- ◇ 邦人生産ゴムに爲替輸入許可
- 廿八日(月)
- ◇ 物品稅課稅品目の概要を大藏省より發表さる。
- ◇ 農林、商工共管の硫安生産力擴充法案要綱成る。
- ◇ 臨時軍事費追加豫算並にこれに伴ふ各會計追加豫算公表。

三月

- 一日(火)
- ◇ 綿絲配給統制規則公布施行、統制強化のため切符制を實施。

- ◇ 鐵鋼聯盟の設立を同協議會決定
- 三日(木)
- ◇ 安部社會大衆黨々首自宅で暴漢に襲はる。
- ◇ 獨逸はソ聯に對し五月十五日限りキエフ、ノヴォシビリスクの領事館を閉鎖し、ソ聯も同日限りケーニヒスベルグ及びハンブルグの兩領事館の閉鎖を申入る
- ◇ 米支間に一億六千萬米弗に上る
- ◇ 厩大借款成立説頻りに傳へらる
- ◇ 米下院海軍委員會はグインソン海軍擴充案を可決す。
- 五日(土)
- ◇ 雲南ビルマ鐵道建設の英支借款成立説傳へらる。
- 七日(月)
- ◇ 商工省令「ガソリン及び重油販賣取締規則」公布實施さる。
- ◇ 國府の倫敦有力銀行團に對する借款申込説傳はる。
- 八日(火)
- ◇ 鋼材販賣聯合會は規約を改正し

- て鋼材聯合會と改稱に決定。
- ◇ 當局は經漁業統制方針を決定。
- 九日(水)
- ◇ 商工省は水銀の配給統制を期する爲、輸入業者を招致す。
- ◇ 中華民國臨時政府は舊通貨整理辦法並に經濟攪亂取締辦法を公布施行、同時に今後の金融政策の方向を聲明す。
- ◇ 埃國政府は十三日獨埃合邦案を國民投票に問ふに決定す。
- ◇ ダラニイ洪國內閣は總辭職斷行再組閣を行ふ。
- ◇ 伯國外相ブランドン氏辭職、後任は駐米大使アラニーニヤ氏。
- ◇ 埃及國王ファアルーク一世は勅令を發し、ファアッシュヨ團體及び一切の軍隊類似結社の解散を命ず
- 十日(木)
- ◇ 綿製品ステープル・ファイバー改正混用規則に除外品を置く。
- ◇ 自動車部分品及び同材料認定規則を商工省より公布に決定

- ◇ 中國聯合準備銀行開業す。
- ◇ 飼料配給統制法の命令事項を農林省より發表。
- ◇ 輸出ゴム製品の共同販賣を五月一日より實施することに日本ゴム工聯で決定。
- ◇ ショータン佛内閣總辭職を行ふ
- ◇ マン白國藏相辭職、後任に土木相メルロー氏が任命さる。
- ◇ 十一日(金)
- ◇ 東拓と滿鐵の社債條件決定、共に四分三厘パー。
- ◇ 日銀では興債と滿洲國公債の優遇案を正式に決定。
- ◇ 十三日(日)
- ◇ プルム佛内閣成立す。
- ◇ 十四日(月)
- ◇ 臨時資金調整法による政府保證興業債券の發行方法決定す。
- ◇ 佛首相爲替管理行はずと言明。
- ◇ 十六日(水)
- ◇ 人絹聯合會並に日本ス・フ同業會はバルブ調整方法につき協議

- 調整規定並に組合規定を決定す
- ◇ セメント聯合會は四、五月の操短率を一分五厘臨時緩和に決定
- ◇ 十七日(木)
- ◇ 大藏省は保稅工場製品の爲替許可緩和を決す。
- ◇ 十八日(金)
- ◇ 滿洲國の純綿統制料決定す。
- ◇ 英伊通商協定成立す。
- ◇ 十九日(土)
- ◇ 伊國使節團入京す。
- ◇ ペルー政府は西班牙人民戰線政府との外交を斷つ旨發表す。
- ◇ 英國より紐育向に百卅五萬四千弗の金現送契約取極あり。
- ◇ 廿一日(月)
- ◇ 瑞西政府獨立維持の宣言を發表
- ◇ 獨政府は塊國の聯盟脱退を正式に宣言し、この旨聯盟に通達す
- ◇ 廿三日(水)
- ◇ 爲替銀行の對米爲替相場自治協定申合せ成る。
- ◇ 臨時輸出入許可規則を改正、非

- 鐵金屬類及同鐵石に輸入許可制を實施す。
- ◇ 今議會の協賛を経た臨時軍事豫算追加を公布す。
- ◇ 預金部資金運用委員會で國債引受買入限度の擴張(五千萬圓)外二件を可決す。
- ◇ 青島紡復興第一次計畫案成る。
- ◇ 廿五日(金)
- ◇ 日米漁業協定成る。
- ◇ 廿八日(月)
- ◇ 陸軍防空學校新設に決定。
- ◇ 中華民國維新政府、南京に生る
- ◇ 輸出綿絲布の國內流用防止規定成り四月一日より實施に決定
- ◇ 廿九日(火)
- ◇ 滿洲國、關東州は共に爲替管理令を改正、これを強化す。
- ◇ 本年度内石油販賣割當額決定す
- ◇ 三十日(水)
- ◇ 廣幅純綿布の殘品内地販賣を許可する旨、商工省より告示す。

昭和十三年六月二十一日印刷
昭和十三年六月二十四日發行

定 價 一 圓
送 料 九 錢

本日經濟年報 (第三十二輯)

編輯者兼 發行所 東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
神 原 周 平

印刷者 堀 修 造 東京市牛込區瀧町七番地

發行所

東京市日本橋區本石町三丁目二ノ一
東洋經濟新報社
振替東京六五一八番
電話日本橋(八一番、八二番、八三番、
一四八七番、二七八五番)

印刷所 大日本印刷株式會社


日本經濟年報

◇每四半期發行・各輯四六判三二〇頁内外◇

輯七廿第	輯六廿第	輯五廿第	輯四廿第
(輯一年二十)	(三第年一十)	(二第年一十)	(一第年一十)
第三部 第二部	第一部 第四部 第三部 第二部	第一部 第四部 第三部 第二部	第一部 第四部 第三部 第二部
各經濟部面の分析と見透	擴張強行の我が重工業に來るもの 世界的好景氣局面の展開とその後	各經濟部面の分析と見透	二月事件の背景と廣田内閣の動向 國民生活安定と農家負債問題 工場統計に見た我工業の基礎構成 各經濟部面の分析と見透 急迫せる原料國策の檢討 電力國營問題の本質と見透 ソヴェートに於ける通貨問題 各經濟部面の分析と見透 稅制改革の意義と其諸影響 日本棉業の現狀 金輸再禁後五年の我事業會社 各經濟部面の分析と見透

輯一卅第	輯十三第	輯九廿第	輯八廿第
(輯一年三十)	(輯四年二十)	(輯三年二十)	(輯二年二十)
附錄 第三部 第二部 第一部	附錄 第三部 第二部 第一部	第三部 第二部 第一部	第三部 第二部 第一部
戰時經濟法令集其他	戰時經濟法令集 長期戰への轉入と日本經濟 戰時下の物價問題 中華新政權の樹立とその意義	各經濟部面の分析と見透 米國恐慌の開始とその見透 危機に立つ歐洲政局の焦點 戰時體制強化の各經濟部門 戰時經濟法令集	準戰時體制下に於ける財閥の役割 生産力擴充と景氣 各經濟部面の分析と見透 日支事變と支那抗日運動の展望 金恐慌と金問題の分析

各輯定價壹圓 (送料九錢)





¥1.00